入札（立木）案内書

〔 令和５年度 第 ２ 回 〕

公売公告のとおり、立木の資格付一般競争入札を施行しますので、添付の入札条件も併せて参照のうえ、入札に御参加下さい。

◆ 入札及び開札の日時　　**令和5年7月19日（水） 10時00分受付開始，10時30分締切，即時開札**

◆ 入札及び開札の場所　　**岩手北部森林管理署１階「会議室」**

東北森林管理局 岩手北部森林管理署

郵便番号　〒028－7534
岩手県八幡平市荒屋新町41－8
電話番号　0195-72-2221（一般）
　　050-3160-5895（IP）

目　　次

☞　公売公告 …… 1 ページ

☞　入札条件 …… 2～3 ページ

☞　現地案内 …… 4 ページ

☞　公売物件一覧表 …… 5 ページ

☞　森林作業道作設指針 …… 6～14 ページ

☞　主伐時における伐採・搬出指針 …… 15～21 ページ

☞　森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書 …… 22～29 ページ

☞　特約条項 …… 30～32 ページ

森林事務所

田山　〔公売第　1　号〕　◇
- 公売物件明細書 …… 33～34 ページ
- 物件所在位置図 …… 35～36 ページ

田山　〔公売第　2　号〕　◇
- 公売物件明細書 …… 37～38 ページ
- 物件所在位置図 …… 39～40 ページ

日泥　〔公売第　3～6　号〕　◇
- 公売物件明細書 …… 41～49 ページ
- 物件所在位置図 …… 50～52 ページ

田山　〔公売第　7　号〕　◇
- 公売物件明細書 …… 53～54 ページ
- 物件所在位置図 …… 55～56 ページ

田山　〔公売第　8　号〕　◇
- 公売物件明細書 …… 57～58 ページ
- 物件所在位置図 …… 59～60 ページ

☞　伐採及び搬出に係るチェックリスト及び入札書

公　　売　　公　　告

1. 入札及び開札の日時　**令和５年７月１９日（水）　１０時００分受付開始、１０時３０分締切、即時開札**

2. 入札及び開札の場所　岩手北部森林管理署１階「会議室」
（岩手県八幡平市荒屋新町41－8）

3. 現地案内　別添（現地案内日程）のとおり

4. 公売物件
(1) 物件所在地、種類、樹種、数量、入札番号、搬出期間、引渡期間は、別紙公売物件一覧表及び公売物件明細書のとおりです。
(2) 各物件の林齢は内部記録に基づき参考として標示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。
(3) 引渡期限は、代金納入の日又は延納担保提供の日から15日以内とします。

5. 郵便入札
(1) **郵便入札によるときは封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には一般競争参加資格確認通知書の写しを同封し、「入札書在中」と朱書きで明記のうえ簡易書留でお送り下さい。**
(2) 送付先は「〒028－7534　岩手県八幡平市荒屋新町41－8　岩手北部森林管理署長」として下さい。
(3) 郵便入札は、<u>令和５年７月１８日（火）１７時まで</u>に到着しなければ無効となります。
(4) 郵便入札による再入札はできません。

6. 契約の締結期限　**令和５年７月３１日（月）まで**とします。

7. 代金の納入期限　契約締結の日から起算して、20日以内とします。

8. 代金の延納
(1) 延納期間は、法令等の定める範囲内とします。
(2) 延納利息は、法令等の定めにより、年利1．00％とします。
(3) 延納担保の提供期限は、契約締結の日から起算して20日以内とします。
※ただし、分収育林契約及び分収造林契約に基づく分収木、分収権者に納付する分収代金については現納のみとし、延納は認めません。

9. 特約条項及び特記事項
(1) 共通部分については、「特約条項」に記載のとおりです。
(2) 個別部分については、「公売物件明細書」に記載のとおりです。
(3) 森林作業道及び集材路・土場作設にあたっては、別添の森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書等に基づき作設願います。

10. その他　この入札に参加する者は「国有林野事業における林産物の売買に係る契約約款」並びに入札条件等を熟覧のうえ入札願います。
詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、当森林管理署　総括事務管理官
（℡ 一般:0195-72-2221 IP:050-3160-5895）までお問い合わせ下さい。

令和　5年　7月　3日
分任契約担当官
岩手北部森林管理署長　東海林　見

入　札　条　件

1. 競争入札の資格	森林管理局長から、一般競争参加資格確認通知書の交付を受けた者でなければ、入札に参加できません。 入札執行場所に入場できる者は、1者につき入札者及び随行者の2名以内とします。
2. 資格認定	(1)　**入札参加者は、一般競争参加資格確認通知書の原本とコピーを持参のうえ、原本を受付に提示し、コピーを提出して下さい。** (2)　**入札参加者が代理人によって入札する場合には、代理人の資格を示す委任状を提出し、代理人本人であることを証明する資料(運転免許証等)を提示することとします。**
3. 公売物件の熟覧	別紙の公売物件明細書のとおりですから、明細書熟覧のうえ国有林野産物売払規程を遵守して、入札して下さい。
4. 入札の方法	(1)　入札は、入札番号毎に総額入札で行います。 (2)　入札書には、入札番号・入札金額・森林管理署名・入札者名・入札年月日を記載し、入札締切時刻前までに入札箱に入れて下さい。 (3)　いったん入札箱に入れた入札書は、引換え、変更又は取消しをすることができません。 (4)　開札前に入札者から錯誤等を理由として、自分の入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。
5. 暴力団排除に関する誓約事項	(1)入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。 (2)暴力団排除に関する誓約事項(別紙1）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた者の入札については無効とします。
6. 落札の決定	(1)　開札は、指定した場所及び日時に入札者の面前で行い、予定価格以上の最高入札者を落札者とします。 但し、同金額の最高入札者が、２名以上のときは、直ちにくじで落札者を決めます。 (2)　落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があっても受理しません。またどのような理由によっても落札を無効とすることはできません。
7. 再度入札について	落札価格となるべき入札がないときには、直ちに入札締切時刻を示し、再度入札を行うことがあります。
8. 入札保証金	免除します。 但し、落札者が契約を結ばないときは、入札金額（入札書に記載された金額の**100分の110**に相当する金額）の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収します。 また、違約金を森林管理署長が指定する日まで納入しないときは、違約金を納入するまでの間、競争参加資格を停止し、或いは将来この資格を附与しないことがあります。
9. 契約保証金	免除します。 但し、買受人が契約を履行せずに契約を解除した場合は、契約代金の１００分の１０に相当する金額を、違約金として徴収します。 なお、競争参加資格の取消し、又は入札参加資格確認通知書を交付しないことがあります。
10. 無効な入札	(1)　競争参加不適格者が入札したもの。 (2)　入札参加資格のない者、又は、入札参加資格者として確認できない者が入札したもの。 (3)　汚染、損傷又は記入もれ等により売払番号、入札金額、入札者名を確認できないもの。 (4)　署名（本人が署名したものは押印がなくてもよい）又は記名（本人が署名せず他人が書いたり、ゴム印等で氏名を表示したもの）押印のいずれもないもの。 (5)　単価で入札したもの。 (6)　合同入札の時は、宛先森林管理署名の確認ができないもの。 (7)　代理人が入札する場合で、委任状の提出のないもの及び入札書に代理人の署名又は記名押印いずれかないもの。
11. 契約の成立	契約は、契約書を作成し、契約担当官が契約の相手方とともに記名押印したときに成立します。
12. 木質バイオマス証明について	本物件の売買契約書には「本物件は、持続可能な森林経営が営まれ、伐採に当たって森林に関する法令に照らし手続きが適切になされた森林の立木である」と記載されますので、この記載内容をもって木質バイオマス証明に代えることとします。
13. 入札書用紙	入札書用紙は、本案内書末尾に添付します。
14. 消費税関係	(1)　入札書は、消費税を除いた金額で記入して下さい。 (2)　誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合でも、その入札書は消費税を除く金額で記入したものと見做し、有効として処理し、落札以前に訂正又は取り消しの申し出があっても認めません。 (3)　落札及び契約の金額は、入札書に記入された金額に消費税相当額**10%**を加算した額となり、この場合の消費税積算における円未満の端数処理は切捨てとなります。 (4)　契約締結以降、当該契約において特に契約書等において金額が明記されているものを除き、契約に係る違約金、延滞金等、率で表されるものについては、全て消費税が加算された総契約額が対象となります。

別紙1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1　契約の相手方として不適当な者

（1）　法人等（個人、法人又は団体という。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

（2）　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

（3）　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

（4）　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

（5）　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2　契約の相手方として不適当な行為をする者

（1）　暴力的な要求行為を行う者

（2）　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

（3）　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

（4）　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

（5）　その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

令和　5 年度　第 2 回　　立 木 資 格 付 一 般 競 争 入 札

（ 現 地 案 内 日 程 ）

公売番号	案内日時	集合場所	案 内 者
第　1～6　号	令和　5年　7月　11日 （　火曜日　） 9時　00分	田山森林事務所 八幡平市石名坂3－1	田山森林事務所 首席森林官(田山・日泥担当区)　小松　忠直 電話　0195-73-2157 岩手北部森林管理署 森林整備官　前田　尋斗 電話　0195－72－2221
第　7～8　号	本物件は、再公告物件であり現地案内を省略します。6月（1～2号）に現地案内済みです。 現地案内を希望される方は、11日（火）までに、案内者までご連絡下さい。日時を調整させていただきます。		田山森林事務所 首席森林官(田山・日泥担当区)　小松　忠直 電話　0195-73-2157 岩手北部森林管理署 森林整備官　前田　尋斗 電話　0195－72－2221

公　売　物　件　一　覧　表　（　立　木　）

岩手北部森林管理署

入札番号	物件所在地	契約関係	伐採方法	面積(ha)	林齢	樹種	本数(本)	幹材積(m³)					延納	搬出期間
								スギ（一般材）	カラマツ（一般材）	その他N	L	合計		
1	苗代澤山国有林 73ろ林小班 （全）	分収造林	皆伐	7.60	51	スギ外	5,708	2,405.13	127.31	83.52	379.11	2,995.07	官収分のみ可	36ヶ月
2	苗代澤山国有林 84い1林小班外1 （内）	国有林	皆伐	18.75	59～61	スギ外	16,090	2,467.08	1,391.77	312.30	1,308.48	5,479.63	可	36ヶ月
3	切通山国有林 94と2林小班 （全）	分収造林	皆伐	5.66	52	スギ外	6,293	1,969.17	197.02	75.12	510.63	2,751.94	官収分のみ可	36ヶ月
4	切通山国有林 94ち1林小班 （全）	分収造林	皆伐	19.67	69	カラマツ外	21,021	818.43	3,043.88	409.13	2,520.75	6,792.19	官収分のみ可	36ヶ月
5	切通山国有林 95ほ1林小班 （全）	分収造林	皆伐	3.83	57	カラマツ外	2,512	128.47	508.00	17.47	479.86	1,133.80	官収分のみ可	36ヶ月
6	切通山国有林 95へ2林小班 （全）	分収造林	皆伐	5.53	56	アカマツ外	5,419	119.55		171.69	1,078.52	1,369.76	官収分のみ可	36ヶ月
（　7　）	兄川山国有林 34へ2林小班 （全）	分収造林	皆伐	10.42	51	スギ外	7,571	6,245.22		75.40	115.46	6,436.08	官収分のみ可	36ヶ月
（　8　）	矢神嶽国有林 49に1林小班 （内）	国有林	皆伐	3.18	62	スギ外	2,033	2,042.09		44.72	48.11	2,134.92	可	36ヶ月
	合計			74.64			66,647	16,195.14	5,267.98	1,189.35	6,440.92	29,093.39		

※入札番号の括弧書きは再出品物件である。

森林作業道作設指針

第１　趣旨

１　指針の目的

本指針は、森林作業道を作設する上で考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。ただし、森林作業道の作設に当たり重要な因子となる地形、地質、土質、気象条件等は地域ごとに異なることから、森林作業道は地域ごとの条件を踏まえたきめ細やかな配慮の下に構築されるべきである。このため、本指針は、森林作業道の作設技術者が地域の条件に適合した森林作業道を作設していくための基礎となる情報として定めるものとする。

森林作業道の作設に当たっては、それぞれの地域の地形、地質、土質、気象条件等を十分に踏まえ、本指針によるほか、近傍の施工事例を参考とするとともに、地域において作設作業に十分な経験を有する者から技術的な指導を受けることが望ましい。

本指針の内容については、作設技術者、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の森林作業道の作設に関わる関係者が熟知すべきものである。

また、今後、地域における取組を通じて新たな技術的知見の蓄積も期待されることから、これらの知見の普及を図るため、本指針についても必要な検討を重ねながら随時見直していくものとする。

２　森林作業道

森林作業道とは、間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる道である。森林作業道は目標とする森林づくりのための基盤であるため、対象区域で行う森林施業を見据え、安全な箇所に、作設費用を抑えて経済性を確保しつつ、繰り返しの使用に耐えるよう丈夫に作設する必要がある。

特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林、保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

このほか、基本的な考え方は以下のとおりである。なお、各事項の詳細については第２以降に記載する。

(1)　路体については、堅固に締め固めた土構造によることを基本とする。

(2)　線形については、土工量の抑制及び分散排水により路面侵食や土砂の流出等を防止するため地形に沿わせた屈曲線形及び波形勾配とする。なお、地形、地質、土質、気象条件、地表水の局所的な流入などの水系、地盤の深さなどの地下構造等について、資料及び現地踏査により確認し、無理のない線形とする。

(3)　林道又は公道との接続地点及び地形を考慮した接続方法を適切に決定するものとする。

(4)　作設箇所については、原則として傾斜 35°未満とし、人家、施設、水源地等の保全対象が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避け、迂回方法を適切に決定するものとする。なお、以下の点に留意するものとする。

①　急傾斜地の０次谷を含む谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所を通過しなければならない場合は、通過する区間を極力短くするものとする。

② 渓流沿いからは離し、濁水や土砂が渓流へ直接流れ込まないようにするものとする。

(5) 作設箇所について、やむを得ず傾斜 35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、地形、地質、土質、気象条件、保全対象等との位置関係等の条件から適切な構造物を設置するものとする。ただし、当該構造物の設置により経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行うものとする。

(6) 幅員の拡大、ヘアピンカーブの設置等により、潰れ地の規模が拡大するため、森林施業の効率化だけではなく小規模森林所有者への影響にも配慮するものとする。

(7) 路線については、伐木造材、集材、造林、保育等の作業に使用する林業機械等の種類、組合せ等に適合し、森林内での作業の効率性を高めるとともに、環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置するものとする。

(8) 造材、積込み、造林資材の荷卸、待避、駐車のためのスペース等の作業を安全かつ効率的に行うための土場等の平地や空間を適切に配置するものとする。

(9) 希少な野生生物の生育又は生息が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。

(10) 間伐等の森林施業や森林作業道の作設に当たって森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）に基づく許可や届出（※）が必要となる場合がある。森林作業道の作設を円滑に実施するため、事業実施者は、あらかじめ都道府県や市町村の林務担当部局等に問い合わせ、必要な手続を確認するものとする。

※許可や届出の例

- 林地開発許可（法第 10 条の２）
- 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の８）
- 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第１項）
- 保安林における作業許可（法第 34 条第２項）

第２ 個別の留意事項

１ 傾斜に応じた幅員と作業システム

森林作業道については、土工量の縮減を通じて作設費用を抑制するとともに、土壌のかく乱を極力避けるため、地形に合わせた作業システムに対応する必要最小限の規格とする。ただし、林業機械等を用いた伐採、集材、造材等の作業の安全性及び作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、必要最小限の余裕を付加することができる。付加する幅は、９～13 トンクラスの機械（バケット容量 0.45 ㎥クラス）にあっては、0.5m程度とする。

作業システムに最も影響を与えるのは林地の傾斜であることから、おおよその傾斜区分ごとに、主に想定される作業システムを現行の林業機械等のベースマシンのクラス別に示し、これに対応する森林作業道の幅員を示す。

(1) 傾斜別林業機械等別の幅員

① 傾斜 25°以下

比較的傾斜が緩やかであるため、切土又は盛土の移動土量を抑え、土構造を基本とする。

６～８トンクラスの機械（バケット容量 0.2 ㎥～0.25 ㎥クラス）及び９～13 トンクラスの機械（バケット容量 0.45 ㎥クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0ｍとする。

② 傾斜 25°～35°

中～急傾斜地であるため、切土又は盛土による移動土量がやや大きくなる。

ア　６～８トンクラスの機械（バケット容量 0.2 ㎥～0.25 ㎥クラス）をベースマシンとした作業システムの場合は、幅員 3.0ｍとする。

イ　３～４トンクラスの機械（バケット容量 0.2 ㎥クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び２トン積トラックが走行する場合は、幅 2.5ｍとする。

③ 傾斜 35°以上

急傾斜地であるため、丸太組等の構造物を計画しないと作設が困難である。

経済性を失う場合又は環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行うものとする。

なお、森林作業道の作設を選択する場合には、３～４トンクラス（バケット容量 0.2 ㎥クラス以下）をベースマシンとした作業システム及び２トン積トラックの走行に限られるものと想定され、幅員 2.5ｍとする。

(2) 幅員設定における留意事項

森林作業道の幅員については、必要最小限の規格で設定するものであることを踏まえ、走行する林業機械及びトラックの規格に応じて安全性に配慮しつつ、林地の保護等のため必要な場合には 2.0ｍ程度の幅員設定も含め、検討するものとする。

２　縦断勾配

(1) 縦断勾配の基本

縦断勾配については、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等が木材等を積載し、安全に上り走行及び下り走行ができるとともに、波形勾配による分散排水が行えることを基本として計画する。

このため、集材又は苗木等の運搬作業を行う林業機械等の自重、木材等積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、勾配が急になるほど波形勾配を設けにくく路面侵食も起きやすくなること等を考慮して計画するものとする。

縦断勾配、地形、地質、土質、気象条件等から、路面侵食の発生、林業機械等の走行に危険が予想される場合は、コンクリート路面工等を施すとともに、周辺が水分を含むと滑りやすい粘土質の赤土等である場合又はコケ等の付着、積雪寒冷地における路面の凍結等が予想される場合は、コンクリート路面工等の表面に箒掃きによる滑止めを施すなどの工夫をするものとする。

(2) 縦断勾配設定における留意事項

縦断勾配については、岩や良く締まった礫質土であるなど現地条件が良い場合にあっては概ね 10°（18%）以下とし、土地の制約等からやむを得ない場合にあっては短区間に限り概ね 14°（25%）程度とし、敷砂利等の簡易な路盤工により侵食を抑えるものとする。

他方、火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の土質、崖すい地帯など現地条件が悪い場合には、路面等の侵食、路体崩壊の発生防止及び走行の安全性を考慮して、縦断勾配を上記より緩勾配とする。

また、２トン積トラックの走行を想定する森林作業道においても、自動車は林業機械に比べて走行速度が速いこと、制動距離が長いこと等を考慮し、走行の安全性の観点から縦断勾配を緩勾配とする。

なお、森林施業を行う区域内のみでは、路面侵食の防止措置を要する区間が長くなる、２トン積トラックの安全な走行が確保できなくなる等の場合には、縦断勾配を緩勾配とするため、当該区域に隣接する森林の所有者等との調整を行った上で経由区間を設けるよう努めるものとする。

(3)　曲線部及び曲線部の前後の区間の縦断勾配

急勾配区間と曲線部の組合せは避けるものとし、やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保するものとする。また、木材等を積載した林業機械等の下り走行時の走行の安全を確保する観点から、Ｓ字カーブを連続して設けないようにし、カーブ間に直線部を設けるものとする。

ただし、地形、地質、土質、気象条件からそのような組合せを確保できない場合は、当該箇所での減速を義務付けるなど運転者の注意を喚起するものとする。

３　排水施設

森林作業道を安定した状態で維持し、継続的に利用できるようにするためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

土構造を基本とする森林作業道では、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。ただし、これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した排水施設を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

(1)　排水施設については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。

(2)　横断排水施設やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中するような場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、側溝等により導水するものとする。

(3)　排水溝を設置する場合は、維持管理を考慮し、原則として開きょとする。

(4)　小渓流の横断については、原則として洗い越し施工とし、丸太や岩石、コンクリートを用いるものとする。洗い越しについては、路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。

(5)　洗い越しの上流部及び下流部に流速を抑えるための水溜を設けるダム工については、渦や落差による侵食を引き起こさないように留意しながら、現場の状況、施工地の降雨量及び降雨特性等を勘案の上、設置するものとする。

(6)　丸太を利用した開きょやゴム板などを利用した横断排水施設を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。

(7)　曲線部に雨水が流入しないよう曲線部上部入口手前で排水するものとする。

(8)　地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。

(9)　コンクリート路面工等を設ける場合は、地山とコンクリート路面工等の境界における侵食と路面水の長い区間の流下を避けるため、横断排水施設を設置するものとする。

(10) 横断排水施設の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。

(11) 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて丸太等による路肩侵食保護工や、植生マット等による盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

4　切土・盛土

森林作業道は、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

・　荷重が載ったときの沈下を少なくすること
・　雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
・　土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分するものとする。

(1)　切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作

業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行うものとする。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5ｍを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が１ｍでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断するものとする。

⑵　盛土

①　盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、森林作業道の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに 30 ㎝程度の厚さとなるよう十分に締め固めて仕上げ、地山の土質に応じて以下のとおり施工するものとする。

ア　よく締まった緊結度の高い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈みにくい緊結度の高い土砂では、盛土部分の地山を段切りして基盤を作った上で、盛土を行うものとする。

イ　緊結度の低い土砂の場合

施工中に建設機械のクローラ等が沈下し、ぬかるみ（泥濘化）やすい緊結度の低い土砂では、盛土部分と地山を区分せず、路体全体に盛土を行い締め固めること等により路体の安定を図るものとする。

②　盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分より緩い勾配とする。

なお、急傾斜地では、堅固な地盤の上にのり止めとして丸太組工、ふとんかごや２次製品を設置すること、石積み工法等を採用すること等を行い、盛土高を抑えながら、堅固な路体を構築するものとする。

③　ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うこと、構造物を設置すること等を行い、路体に十分な強度を持たせるようにするものとする。

④　小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、３に留意して排水施設を設置するものとする。

⑤　盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

５　曲線部

林業機械等が安全に走行できるよう内輪差や下り旋回時のふくらみ等に対する余裕を考慮して曲線部の拡幅を行うものとする。

６　構造物等

森林作業道は、土構造を基本としているが、地形、地質、土質、気象条件等の条件、幅員の制約等から、林業機械等の走行における安全の確保や路体を維持するために構造物を設置する場合は、丸太組工、ふとんかご等の簡易な構造物、コンクリート構造物、鋼製構造物等の中から、以下を参考に必要な機能を有する工種及び工法を選定するものとする。なお、構造物については、現地条件に応じた規格又は構造の施設を設置するものとする。

(1)　流入水や地下水の影響による軟弱地盤の箇所を通過する必要がある場合は、水抜き処理、側溝の設置等を実施するものとする。

(2)　森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のローム等の場合は、必要な路面支持力を確保し路面侵食等を防止するため、路面に砕石を施すなどの対策を行うものとする。

火山灰土など一度掘り起こすと締固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、表土の剥ぎ取り、深層との混ぜ合わせ等の工夫を施すものとする。

(3)　２トン積トラックなどの接地圧の高い車両が走行する場合には、路面支持力が得られるよう特に強固に締固めを行うとともに、必要に応じて荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を実施するものとする。

７　伐開

立木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとにおける斜面の方向、風衝等を考慮し、以下を参考に必要最小限となるよう検討するものとする。

(1)　斜面の方向、気象条件等の考慮

①　路面の乾燥又は植生の繁茂を促す必要のある箇所では、伐開幅を広めにする。

②　植生が繁茂しやすく除草作業を頻繁に行う必要がある箇所、立木に風害、乾燥害を招くおそれがある箇所では、伐開幅を狭めにする。

③　林縁木の枝から滴下する雨滴により、路面又はのり面の侵食が発生しやすい箇所は、伐開幅を広めにする。

(2)　土質条件及び風衝の考慮

①　締まった土砂又は粘着性の高い土質の箇所は崩れにくいことから、切土高が低い場合には、伐開幅を狭めにする。

②　崖すい等の粘着性の低い土質の箇所は、切土高にかかわらず崩れやすいことから、立木が切土のり頭に残らないよう伐開幅を広めにする。

③　風衝の影響を受ける箇所は、切土のり頭の立木が風で揺れることにより、土質条件にかかわらず切土のり頭部の地盤を緩める原因となりやすいことから、立木が残らないよう伐開幅を広めにする。

(3)　運転者の視線誘導等の考慮

路線谷側に沿った立木については、路肩部分を保護し、林業機械等運転者の視線を誘導し、走行上の安心感を与える等の効果が期待できることから、林業機械等の走行の支障とならない範囲で残存するものとする。

第３　周辺環境への配慮

森林作業道は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲に存在する場合には作設しないものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。

また、事業実施中に希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、必要な対策を検討し実施するものとする。

第４　管理

森林作業道は、特定の林業者等が利用する森林施業専用の施設であるため、施設管理者はゲートの設置、施錠等により、一般の車両の進入を禁止するなど適正な管理を行うものとする。

間伐や主伐の作業期間のほか、造林や保育等の作業期間においても利用頻度及び車両の走行性を勘案しつつ、定期的な巡視を行うとともに、崩土除去、路肩の強化、横断排水施設の設置、路面整正、枝条散布等による路面の養生等の維持管理を行うものとする。特にマサ土や火山灰土では他の土質と比べて降雨による土砂流出量が多く、横断溝や側溝が埋まりやすいと考えられることから、その機能が維持されるよう早めに状況を確認し、維持管理を行うものとする。

なお、森林作業道の管理主体を明確にするとともに、適切に維持修繕等を行えるよう、管理主体は森林作業道台帳等を作成するものとする。

（参考）

○　森林作業道作設指針の解説

本指針の補足資料として、具体的事例や科学的分析に基づき「森林作業道作設指針の解説」を作成しているので参考にされたい。

○　丸太組工

丸太組工は、丸太組により路体支持力を維持するものであり、現地資材を有効に活用できるほか、施工から数十年経過した事例もある。

この工法を採用する場合には、作設時の強固な締固めが必要なことに加え、路体支持力を維持していくため、丸太が腐朽した際には、丸太を補強すること、砂利を補給すること等により丸太の腐朽を補う維持管理が必要である。

なお、林地の傾斜や通行する林業機械等の重量や交通量に応じて、丸太組工に代わるものとしてふとんかごなどの設置も検討するものとする。

○　表土、根株を用いる盛土のり面保護工

根株やはぎ取り表土については、あくまで土羽工の一部と位置付けられるものであるが、路体構造として林業機械等の加重を支えるなどといった工法本来の趣旨を誤解、逸脱した施工は行わないものとする。

また、根株や枝条残材などの有機物を盛土路体に完全に埋設して路体を構築すると、将来的に路体支持力を損ない、盛土崩壊を引き起こすおそれがあるため行わないものとする。

なお、根株やはぎ取り表土を盛土のり面保護として利用する場合には、土質、根株の大きさや支持根の伸び、萌芽更新の容易性などを考慮する必要がある。この工法を採用する場合は、路肩上部の根株が集材又は運材作業の支障とならないよう留意するものとする。

附則（令和３年３月 31 日２林整整第 1400 号林野庁長官通知）

この指針は、令和３年４月１日からこれを適用する。

附則（令和５年３月 31 日４林整整第 923 号林野庁長官通知）

この指針は、令和５年４月１日からこれを適用する。

主伐時における伐採・搬出指針

1　目的

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。

一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。

このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。

これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。

本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。

なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成 22 年 11 月 17 日付け 22 林整整第 656 号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。

2　定義

（1）集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。

（2）土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。

3　伐採の方法及び区域の設定

（1）立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。

（2）立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。

（3）土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、渓流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。

（4）林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて渓流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営巣に

重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所に架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。

（５）地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

４　集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

（１）林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

①　資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。

②　立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

・　地山傾斜 35°以上の箇所

・　火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所

③　集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。

④　集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。

⑤　ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。

⑥　集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が渓流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は渓流から距離をおいて配置する。また、土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

⑦　集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の０次谷を含む谷地形や破砕帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。

⑧　伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

（２）周辺環境への配慮

①　集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。

②　生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。

③　集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

（３）路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。

このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

①　横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、渓流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。

②　横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。

③　渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

④　洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所で集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。

⑤　曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。

⑥　地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。

⑦　丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。

⑧　水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

（4）切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

・　荷重が載ったときの沈下を少なくすること
・　雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
・　土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

①　切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要となる空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に1.5mを超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し1.5m程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。

切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が1.2m程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が１ｍでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30㎝程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね１割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が２ｍを超える場合は、１割２分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、４（３）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

（１）集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

（２）集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

（３）やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

（１）枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けるものとする。

エ 枝条等が出水時に渓流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないよう、沢に近い場所、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

（2）集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

（3）森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

（1）集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35°以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は渓流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤーダ等の組合せによる架線集材を行うものとする。

（2）集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実に行うものとする。

※許可や届出の例

- 林地開発許可（法第 10 条の２）
- 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の８）
- 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第１項）

・　保安林における作業許可（法第 34 条第２項）

（３）林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。

（４）本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

（５）地質の特性や排水施設の具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

森林作業道及び集材路・土場作設特記仕様書（立木販売）

本特記仕様書は、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）及び「主伐時における伐採・搬出指針」（令和３年３月16日付け２林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき、東北森林管理局管内の地形・地質、土質や気象条件及び路網作設実績等を踏まえ定めたものである。

また、本事業で作設する路網は、間伐等による木材の集材・搬出、主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とし、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設を集材路とする。併せて、木材等を一時的に集積し、積込み作業等を行う場所を土場とし、作設に当たっては本特記仕様書による。

なお、本特記仕様書に定めのないものについては、森林作業道作設指針及び主伐時における伐採・搬出指針によることを基本とする。

第１　森林作業道

１　路網計画

①　実際の森林作業道作設計画に当たっては、森林作業道作設指針等に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、この計画線形を路線計画図（1/5000）にかん入し、森林官等に提出する。

②　計画線形確定に当たっては、作業効率を十分に考慮し、土質の安定している安全な箇所を通過するよう計画する。

　特に、主伐時に森林作業道を作設する場合は、造林・保育等の森林施業による次世代の森林づくりのため、継続的に利用できるように考慮しなければならない。

③　作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲について、森林官等の確認を受ける。

④　森林作業道の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

２　森林作業道作設の基本的工法

①　路体は繰り返しの使用に耐えるよう、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

　なお、構造物は地形・地質等の条件から必要な場合には、現地条件に応じた規格・構造の施設を設置する。

②　地形に沿った屈曲線形による切土量の抑制、切土盛土の均衡、雨水処理に有効な波形勾配による分散排水を基本に作設する。

③　のり面保護や洗越し、排水溝等の作設には、作業地から発生する伐根、丸太、枝条、転石の活用に努める。

④　支障木の伐開幅は、開設区間の箇所ごとに斜面の方向、風衝等を考慮し、必要最小限となるよう計画する。

3　森林作業道の施工規格

（1）幅員、最小曲線半径及び縦断勾配

①　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性・作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5m程度以内の余裕幅を付加することができる。

②　最小曲線半径は6.0m程度とし、使用する林業機械の規格、積載する木材の長さを勘案して決定する。

③　縦断勾配は概ね18％（10°）程度以下とし、土地の制約等から必要な場合は、短区間に限り25％（14°）程度とする。なお、勾配は雨水の分散排水を考慮した波形勾配とする。

（2）切土

①　切土工では、盛土との均衡を念頭に切土量を極力少なくするよう努め、切土のり面は直切りを基本とする。また、切土のり面の高さは1.5m程度以内を基本とする。

②　なお、地質や土質等の条件に応じて、切土高が高くなる場合ののり面勾配は、よく締まった崩れにくい土砂の場合は６分（59°）、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は３分（73°、岩石）とし、地質や土質等の条件に応じて切土のり面勾配を調整する。

（3）盛土

①　盛土については、強固な路体を作設するため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30㎝程度の厚さとなるようバケット背面及び覆帯で十分締固めながら積み上げる。

なお、盛土のり面が高くなる場合や緊結度の低い土砂の場合は、丸太組工等により補強すること。

②　のり面勾配は、１割（45°）程度を基本とする。

③　作設過程で発生する伐根やはぎ取り表土は、のり面保護工に活用し、転石は路体に埋設して路体強化に活用する。

なお､伐根を丸ごと路体に埋設することは、締固めが難しくなるため避ける。

また、土質、根株の大きさ、集材方法、山腹傾斜から、のり面保護工への活用に向かない場合は、安定した状態にして自然還元利用等を図ること。

④　盛土量の調整は、山側から谷側への横方向だけでなく掘削箇所前後の縦方向も加えて行う。

（4）切土量と盛土量の均衡に留意し、捨て土を発生させないよう努める。

4　施工管理

事業終了時には、洗堀を防ぐための水切り等を登坂部分等に講ずるものとする。

5　望ましい路網整備の考え方

地形・傾斜、作業システムに対応する別紙「地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安」を踏まえ、効率化を最大限に発揮するために必要な路網を整備する。

第２　集材路・土場

1　伐採及び搬出に係るチェックリスト等の提出及び確認

①　集材路・土場を作設する必要があるときは、主伐時における伐採・搬出指針に基づき現地踏査を行い、現地に簡易な木杭等で計画線形を標示するとともに、計画線形を明示した図面（1/5000）を、森林官等に提出する。なお、森林作業道と集材路・土場を作設する場合は、森林作業道の路線計画図に集材路・土場をかん入する。

②　計画線形を明示した図面の提出に併せて、伐採及び搬出に係るチェックリストを森林官等に提出する。

③　作業開始前に線形、構造物の設置及び支障木の範囲、伐採及び搬出に係るチェックリストについて、森林官等の確認を受ける。

④　集材路・土場の計画に変更が生じたときは、その変更について森林官等に申請し、確認を受ける。

2　伐採の方法及び区域の設定

①　林地の崩壊の危険のある箇所等については、林地の保全及び生物多様性の保全に支障が生じないよう、伐採の適否等について、森林官等と調整する。

②　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないように、あらかじめ伐採する区域の確認を行う。区域外の伐採を必要とする場合は事前に森林官等と協議する。

③　林地の保全及び生物多様性の保全のため、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を損傷させない。なお、これらの箇所に架線や集材路を通過させなければならない場合は、その影響範囲が最小限となるよう努める。

3　集材路・土場の計画及び施工

（1）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設

①　図面及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、水の流れ及び湧水、土砂の崩落、地割れの有無等を十分に確認する。その上で、集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう、集材方法及び使用機械を選定し、必要最小限の集材路・土場の配置を計画する。

②　伐採・搬出に当たっては、地形等の条件に応じて路網と架線を適切に組み合わせる。特に、急傾斜地その他の地形、地質、土質等の条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を生じる場所において伐採・搬出する場合には、地表を極力損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材によることとする。

③　やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支える等の十分な対策を講じる。

④　集材路・土場の作設開始後も土質や水の流れなど伐採現場の状態に注意を払い、集材路・土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるように、必要に応じて当該配置に係る計画の変更を行う。

⑤　集材路の線形は、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせる。

⑥　ヘアピンカーブを設置する必要がある場合は、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置する。

⑦　集材路・土場の作設により露出した土壌が渓流へ流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。

⑧　集材路は、沢筋を横断する箇所ができるだけ少なくなるように配置する。

⑨　伐採現場の土質が渓流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路・土場の作設を可能な限り避ける。やむを得ず作設を行う必要があるときは、土砂が渓流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置する。

⑩　伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由することも検討する。このとき、集材路の作設に当たっては、森林官等と協議等を行う。

（２）人家、道路、取水口周辺等での配慮

①　集材路・土場の作設時には、土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象（土砂、転石、伐倒木等の流出又は落下による被害を防止する対象となるものをいう。以下同じ。）の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象が下方にある場合は、その直上では集材路・土場を作設しない。

②　水道の取水口に濁水が流入しないよう、その周辺では集材路・土場の作設を避ける。

（３）生物多様性と景観への配慮

①　生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生息・生育情報を知った場合には、必要に応じて線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。

②　集材路・土場の作設に当たっては、集落、道路等からの景観に配慮し、集材路・土場の密度、配置及び作設方法を調整する。

（４）切土・盛土

①　切土・盛土の量を抑えるために、集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとする。

②　切土高を極力低く抑えるとともに、盛土を行う場合には、しっかりと締め固め、補強が必要な場合には、丸太組み工法等を活用して盛土を安定化させる。

③　残土が発生した場合には、残土が渓流に流出しないよう渓流沿いを避け、地盤の安定した箇所に小規模に分散して置く。また、流出のおそれがある場合は、丸太組み工法等を活用して対策を講じる。

（５）路面の保護と排水の処理

①　雨水が集中して路面の長い区間を流下し、又は滞水すると、路面の洗掘及び崩壊の原因となるため、地形を利用して上り坂と下り坂を切り替えるなどの路面の保護のための対策を講じる。

②　路面の排水は、可能な限り尾根部、常時水の流れている谷等の侵食されにくい箇所でこまめに行う。また、崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるため、路面から谷側斜面への排水を促しつつ、横断溝を設け、流末処理も行うとともに盛土箇所の手前で排水するなどの対策を講じる。

（６）渓流横断箇所の処理

①　渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、その維持管理を十分に行う。また、暗渠を用いる場合には、詰まりが生じないように十分な大きさのものを設置することとし、暗渠の呑口の土砂だめの容量を十分確保する。なお、洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。

②　洗い越しは、越流水が生じても水の濁りが発生しにくくなるよう大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、流出のおそれがある場合は、必要に応じて撤去する。

４　伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

①　集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。

②　集材路・土場の路面のわだち掘れ、泥濘化、流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。

③　伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条・残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払う。

④　伐採後の植栽作業を想定して伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図る。

⑤　枝条等が雨水により渓流に流出することがないように対策を講じ、沢に近い場所への集積は避ける。

⑥　天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避ける。

5　事業実施後の整理

（1）枝条・残材の整理

①　枝条・残材は、木質バイオマス資材等への有効利用に努める。

②　枝条・残材を伐採現場に残す場合は、出水時に渓流に流れ出したり、雨水を滞水させたりすること等により林地崩壊を誘発することがないように、渓流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げない。また、林地の表土保護のために枝条の敷設による整理を行う等により、枝条・残材を置く場所を分散させ、杭を打つ等の対策を講じる。

（2）集材路・土場の整理

①　集材路・土場は、原則として植栽等により植生の回復を促すこととし、必要に応じて作設時に剥ぎ取った表土の埋戻し等を行う。また、路面水の流下状況等を踏まえ、溝切り等の排水処置を行う。

②　伐採・搬出に使用した資材・燃料等の確実な整理・撤去を行う。

③　全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条・残材等の整理の状況を森林官等に報告し、確認を受ける。

6　その他

①　集材路・土場の作設に当たっては、森林法（昭和26年法律第249号）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等）を確実に行う。なお、作業箇所が保安林である場合にあっては、同法に基づく保安林における作業許可に係る手続を行わなければならないこと、保安林以外の森林にあっては、集材路の幅員、総延長、土場の面積により、同法の林地開発許可に係る手続の対象となり得ることに留意する。

②　労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組む。

別紙

地形傾斜・作業システムに対応する路網整備水準の目安

（単位：m/ha）

<table>
<tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">作業システム</th><th colspan="3">基幹路網</th><th>細部路網</th><th rowspan="2">路網密度</th></tr>
<tr><th>林道</th><th>林業専用道</th><th>小計</th><th>森林作業道</th></tr>
<tr><td>緩傾斜地
(0～15°)</td><td>車両系</td><td>15～20</td><td>20～30</td><td>35～50</td><td>65～200</td><td>100～250</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中傾斜地
(15～30°)</td><td>車両系</td><td rowspan="2">15～20</td><td rowspan="2">10～20</td><td rowspan="2">25～40</td><td>50～160</td><td>75～200</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>0～35</td><td>25～75</td></tr>
<tr><td rowspan="2">急傾斜地
(30～35°)</td><td>車両系</td><td rowspan="2">15～20</td><td rowspan="2">0～ 5</td><td rowspan="2">15～25</td><td>45～125</td><td>60～150</td></tr>
<tr><td>架線系</td><td>0～25</td><td>15～50</td></tr>
<tr><td>急峻地
(35°～)</td><td>架線系</td><td>5～15</td><td>－</td><td>5～15</td><td>－</td><td>5～15</td></tr>
</table>

※路網・作業システム検討委員会資料より

（参考）

保　残　木　標　準　断　面　図

切土のり面及び盛土側も、立木を出来る限り残すよう
必要最小限の伐開幅とする

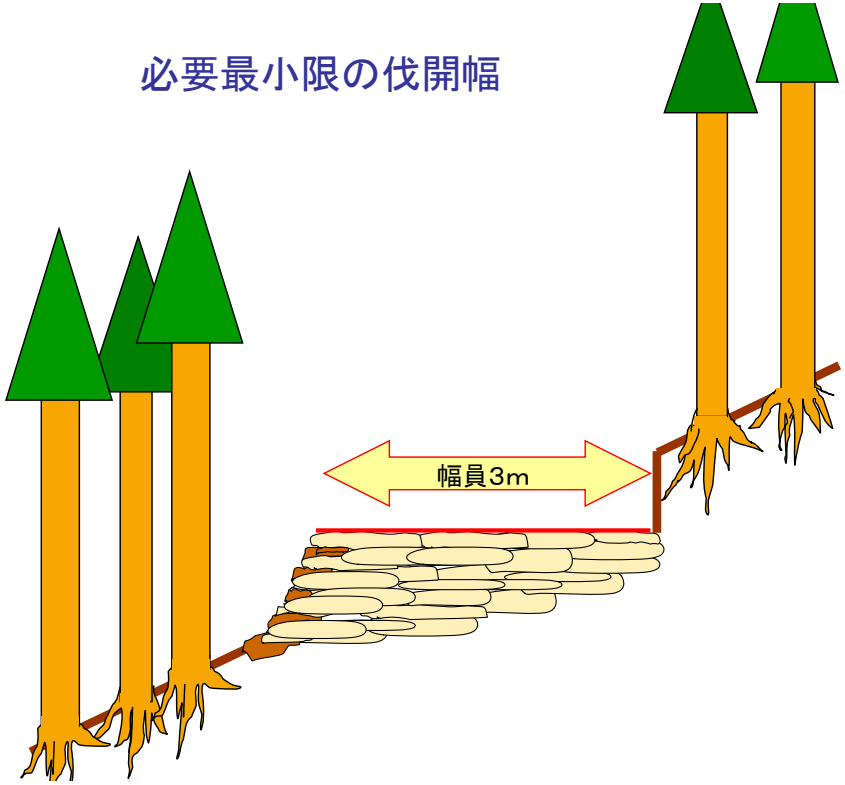

○　幅員は３ｍまでとする。ただし、林業機械等を用いた作業の安全性、作業性の確保の観点から、当該作業を行う区間に限って、0.5ｍ程度の余裕幅を付加することができる。

別紙

特約条項

1.　公売物件の林齢は、森林管理署内部記録に基づいたものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しないことがある。

2.　売買物件が分収造林及び分収育林等の収益対象林分である場合、これらの契約に係り発生する分収金（民収分）は、別途指示する金融機関口座へ振り込む方法により買受者が直接分収林契約者等に支払うものとし、その際必要となる振込手数料は買受者が負担するものとする。
　なお、延納は認めない。

3.　立木の伐採に際し、必ず着手前に当該物件の区域を十分に確認し、誤伐等が生じないよう十分に注意すること。
　また、伐採区域が不明瞭な場合は、森林官等とともに区域を確認し、明確にしたうえで作業を開始すること。

4.　売買物件における伐採木の搬出に際し、保安林及び砂防指定土地に指定される小班内に森林作業道等を作設する場合、事前に県知事へ対し伐採協議等の手続きが必要となることから、買受人は森林作業道等作設及び搬出支障木伐採について、作業着手1ヶ月前までに作業仕組計画書を岩手北部森林管理署長に提出すること。
　なお、伐採協議等の手続きにあたっては、岩手北部森林管理署を通じて行い、県知事の同意を得てからでなければ作業に着手してはならない。

5.　売買物件における伐採木の搬出に際し、国立公園等自然公園に森林作業道等を作設する場合、事前に所管の長へ対し伐採協議等の手続きが必要となることから、買受人は森林作業道等作設及び搬出支障木伐採について、作業着手1ヶ月前までに作業仕組計画書を岩手北部森林管理署長に提出すること。
　　なお、伐採協議等の手続きにあたっては、岩手北部森林管理署を通じて行い、所管の長の同意を得てからでなければ作業に着手してはならない。

6.　買受人は、雨天時や融雪時期での作業は避け、漁業権が設定されている河川等や、沢及び沢縁で集材する必要が生じた場合、河川を汚濁し国有林野及び第三者に被害を与えないよう防止措置を講じること。
なお、汚濁等の被害を与えた場合は買受人の責により補償すること。
また、林道上でのトラクター等による作業は禁止する。

7.　買受人が森林作業道等を作設する場合は岩手北部森林管理署長の指示を受けるものとし、森林作業道等の作設で生じた土石等が崩落及び流出しないよう、必要な処置を講じること。
また、施工にあたっては環境保全、水資源等の機能を阻害したり災害を誘発させることのないように留意するとともに、その使用を完了した時に岩手北部森林管理署長が現状回復等の措置が必要であると認めた場合、買受人は必要な措置を講ずるものとする。

8.　買受人は、伐採した立木の残材及び末木枝条並びにゴミ・ワイヤー類等を、沢縁・土場敷及び道路沿線等に散乱・放置することなく、搬出期間内に適切な跡地処理と森林作業道等の水切りを実施すること。

9.　落札物件の伐採搬出に際し、隣接小班の周囲測量標示札や境界札等が標示されている立木等が作業の支障となる場合は、事前に担当森林官へ相談のうえ指示に従うこと。
また、分収造林契約箇所等で、土場・森林作業道等として使用する際は、契約者から同意を得る必要があり、事前に担当森林官へ相談のうえ指示に従うこと。

10.　買受人が希少猛禽類等の営巣木を発見した場合は、事業を一時中断し速やかにその旨を岩手北部森林管理署長に連絡し指示に従うこと。
また、落札物件周辺において、新たに希少猛禽類等の生息が確認された場合は、事業の一時中断等を指示する場合があることを申し添える。
上記に伴い作業時期の変更が必要となる場合は、双方協議のうえ対応を決定するものとする。

11.　買受人が埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を岩手北部森林管理署長へ連絡し、指示に従うこと。
なお、落札物件周辺における埋蔵文化財指定地の指定等に関わり、事業の一時中断等を指示する場合があることを申し添える。
上記に伴い作業時期の変更が必要となる場合は、双方協議のうえ対応を決定するものとする。

12.　搬出等にあたって、林道・工作物・境界標・三角点等を損壊した場合は、速やかに岩手北部森林管理署長に連絡 し、買受人の責において修繕等を行うこと。
　また、砕石等の敷き込みも買受人の責において行うこと。

13.　買受人は、公売物件の内容、表示方法及び伐採搬出について、従事する作業員に対し誤りの生じないよう周知徹底させること。
　また労働安全体制を確立し、作業員を指導するとともに、緊急連絡体制図を休憩所等に標示すること。

14.　林業における労働災害防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名及び事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供する。
　また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検及び安全指導が行われる可能性があることを申し添える。

15.　買受人は、国有林野（貸付地含む）及び民有地所有者等の第三者に被害を与えないよう防止措置を講じること。
　なお、損壊等の被害を与えた場合は買受人の責により補償すること。

16.　岩手北部森林管理署は、冬期間の搬出に伴う林道等の除雪は一切行わない。

17.　本入札の物件には、分収造林契約の候補地が含まれる。
　落札者が分収造林契約を希望する場合、契約相手方の要件（分収造林地の造林、保育及び保護義務の履行が確実であること等）を満たせば、分収造林契約を締結することが可能である。
　詳細については岩手北部森林管理署経営担当まで問い合わせ願いたい。
　なお、分収造林契約の締結は、本入札の参加条件ではないことを申し添える。

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	1
物件所在地	苗代澤山国有林 73ろ林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	7.60
林齢（年）	51
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官2：民8
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1．本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2．本物件は分収造林箇所であり、また周囲に官民地境界標が埋設されています。損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3．搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4．本物件は、施業上の理由により、**伐採搬出期間を8月15日～11月末まで**とし、**本物件対象地の遠方から搬出**していただきます。この期間に変更があった場合、岩手北部森林管理署長より通知します。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

5．本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
スギ	生立木	一般材		429	1,392	916	214	28		2,979	2,405.13	30	21
スギ	生立木	低質材	43	311	54	3				411	66.51	16	12
カラマツ	生立木	一般材		42	113	52	3	1		211	127.31	26	20
アカマツ	生立木	一般材		1	3	4	2			10	9.16	32	22
カラマツNA	生立木	低質材		21	8					29	6.27	18	14
アカマツNA	生立木	低質材		2	2					4	1.58	22	19
N　計			43	806	1,572	975	219	29		3,644	2,615.96		
ミズナラ	生立木	一般材			13	3				16	7.60	26	19
サワグルミ	生立木	一般材			53	24	2			79	49.34	28	20
オニグルミ	生立木	一般材			52	11				63	31.34	26	19
ホオノキ	生立木	一般材			58	1				59	23.56	24	18
シナノキ	生立木	一般材			23					23	8.84	24	18
センノキ	生立木	一般材					1			1	1.40	44	22
その他広葉樹	生立木	低質材	407	1,215	193	7		1		1,823	257.03	16	13
L　計			407	1,215	392	46	3	1		2,064	379.11		
計			450	2,021	1,964	1,021	222	30		5,708	2,995.07		

（別紙）

入札番号	1
国有林名	苗代澤山国有林
林小班	73ろ林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		カラマツ 一般材		アカマツ 一般材		カラマツNA 低質材		アカマツNA 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材	
平均（径級／樹高）	30	21	16	12	26	20	32	22	18	14	22	19	26	19	16	13
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			43	1.13											407	9.30
12 cm			57	2.85											188	11.28
14 cm	30	2.40	83	6.64					6	0.48					280	25.20
16 cm	62	8.06	74	9.62	9	1.17			6	0.78	1	0.13			301	39.13
18 cm	115	20.70	53	9.54	14	2.66			5	0.95					223	37.91
20 cm	222	55.50	44	11.00	19	4.75	1	0.28	4	1.00	1	0.29			223	51.29
22 cm	223	73.59	25	8.25	24	7.68			3	0.96			42	11.34	67	18.09
24 cm	281	123.64	14	6.16	23	9.20	2	0.98	4	1.60			65	23.40	50	18.00
26 cm	282	149.46	10	5.30	25	12.50			1	0.50	2	1.16	35	15.75	46	20.70
28 cm	305	195.20	5	3.20	14	8.68	1	0.63					35	18.90	17	9.18
30 cm	301	228.76			27	20.25							22	14.30	13	8.45
32 cm	236	210.04	2	1.78	23	20.01	2	1.72					20	15.40	3	2.31
34 cm	197	204.88	1	1.04	18	18.36	2	1.91					9	8.19	1	0.91
36 cm	193	231.60			5	5.95							8	8.08	2	2.02
38 cm	176	242.88			4	5.52										
40 cm	114	173.28			2	2.94							2	2.57	1	1.23
42 cm	70	116.90			3	4.86							2	2.75		
44 cm	61	114.07											1	1.40		
46 cm	39	78.39					1	1.73								
48 cm	23	51.52														
50 cm	21	50.19					1	1.91								
52 cm	18	45.72														
54 cm	9	25.20			1	2.78									1	2.03
56 cm																
58 cm	1	3.15														
60 cm																
62 cm以上																
計	2,979	2405.13	411	66.51	211	127.31	10	9.16	29	6.27	4	1.58	241	122.08	1,823	257.03

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　１　号　公売物件所在位置図

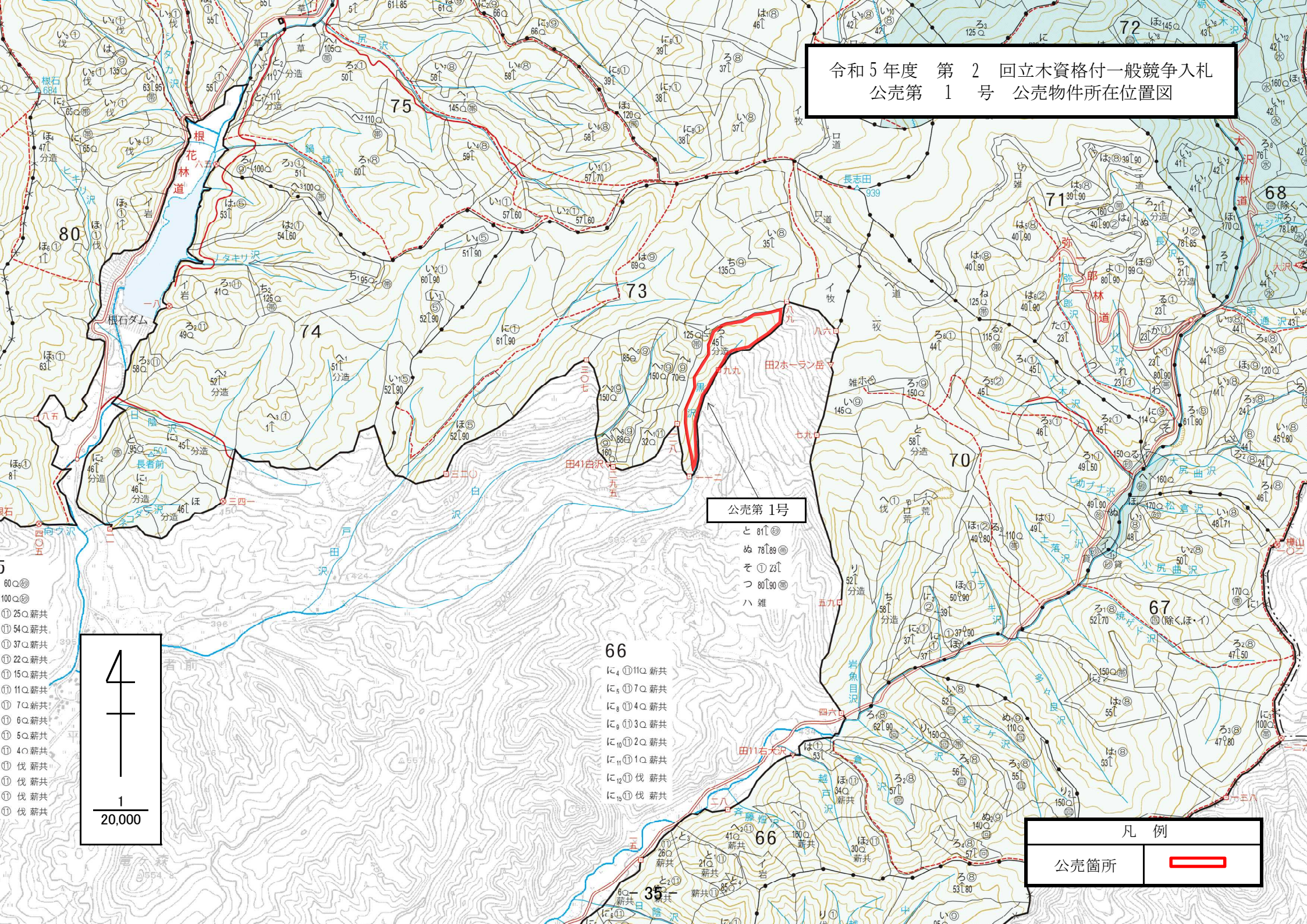

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　１　号　公売物件所在位置図

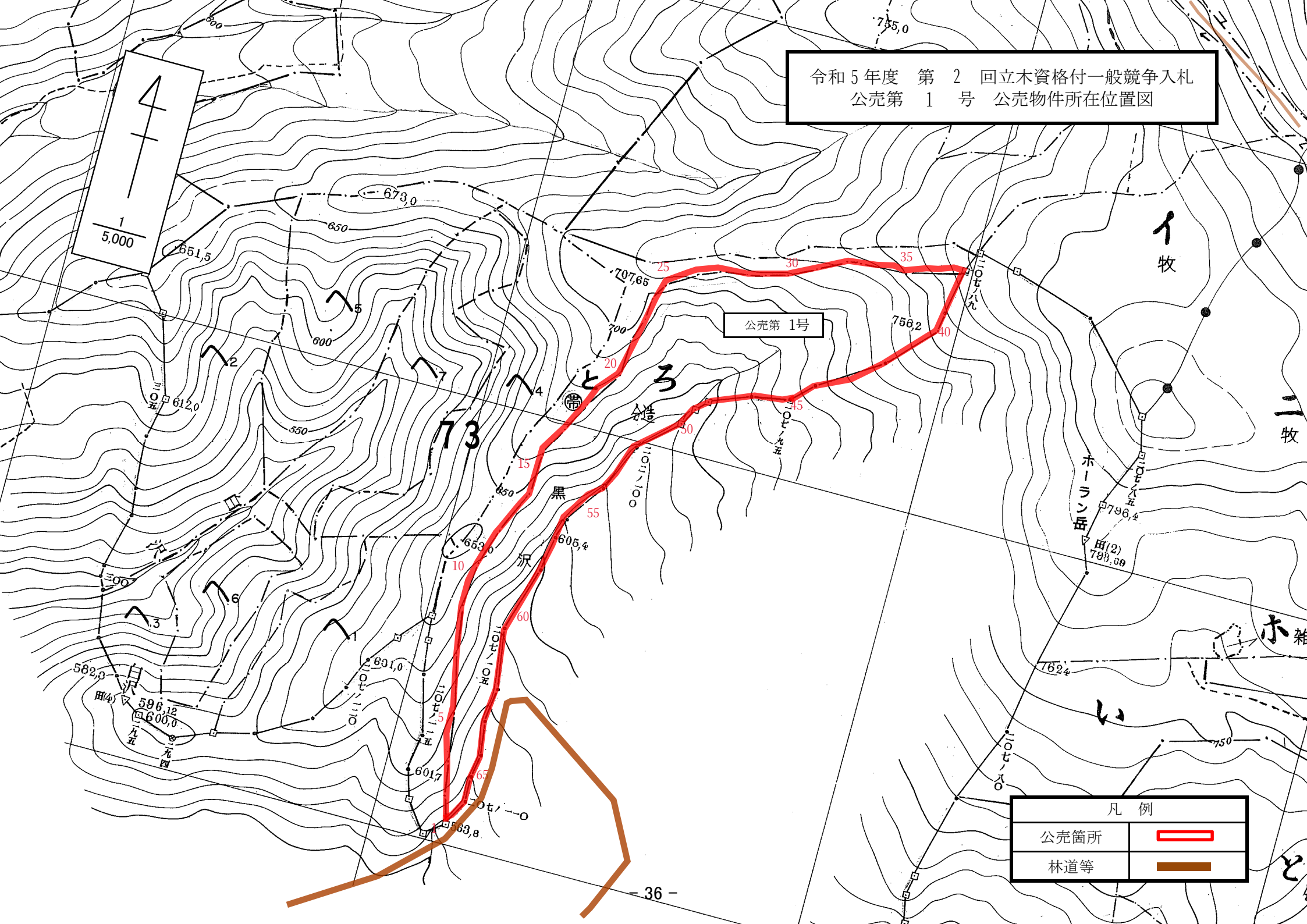

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	2
物件所在地	苗代澤山国有林 84い1林小班外1（内）
調査方法	標準地調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	18.75
林齢（年）	59～61
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	国有林
分収割合	―
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1. 本物件の調査区域は、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2. 本物件の周囲に境界標が埋設されているので、損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3. 搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4. 本物件は保安林に指定されているため、買受人は公売物件区域の搬出及び伐採について作業着手1ヶ月前までに作業仕組計画書を岩手北部森林管理署長に提出し、承認を受けるものとします。

5. 本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12～20cm	22～30cm	32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		912	2,680	946	80			4,618	2,467.08	26	18
スギ	生立木	低質材	20							20	0.81	10	10
カラマツ	生立木	一般材		436	1,826	438				2,700	1,391.77	26	20
カラマツNA	生立木	低質材		718	388					1,106	297.12	18	17
その他針葉樹NA	生立木	低質材	165	75						240	14.37	10	9
N　計			185	2,141	4,894	1,384	80			8,684	4,171.15		
ブナ	生立木	一般材			299	85				384	202.36	28	18
ミズナラ	生立木	一般材				14				14	8.62	32	18
サワグルミ	生立木	一般材				16				16	12.22	34	20
ホオノキ	生立木	一般材			37	20				57	31.34	30	18
その他広葉樹	生立木	低質材	1,290	4,433	1,150	62				6,935	1,053.94	16	14
L　計			1,290	4,433	1,486	197				7,406	1,308.48		
計			1,475	6,574	6,380	1,581	80			16,090	5,479.63		

（別紙）

入札番号	2
国有林名	苗代澤山国有林
林小班	84い1林小班外1（内）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		カラマツ 一般材		カラマツNA 低質材		その他針葉樹NA 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材			
平均（径級／樹高）	26	18	10	10	26	20	18	17	10	9	28	18	16	14		
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			20	0.81					165	5.69			1290	55.39		
12 cm							41	3.48	45	2.99			1176	79.81		
14 cm	61	6.70					145	17.03	15	1.65			1197	113.36		
16 cm	170	26.77			56	8.77	144	22.90					948	122.95		
18 cm	290	59.84			118	23.20	246	50.30					601	108.65		
20 cm	391	96.45			262	71.58	142	36.10	15	4.04			511	115.24		
22 cm	516	170.00			479	161.15	163	54.57					414	117.91		
24 cm	463	180.39			463	196.78	82	32.74			40	14.11	316	111.28		
26 cm	540	244.04			390	198.47	83	40.70			199	82.83	254	102.88		
28 cm	647	353.79			213	133.38	20	11.63			61	31.81	124	61.22		
30 cm	514	335.55			281	195.44	40	27.67			36	19.78	42	25.67		
32 cm	261	197.49			164	129.49					14	8.62	62	39.58		
34 cm	201	164.43			124	111.24					80	57.00				
36 cm	274	262.54			110	117.76										
38 cm	125	134.39			40	44.51					41	40.39				
40 cm	85	106.26														
42 cm	36	53.00														
44 cm	24	38.13														
46 cm																
48 cm	20	37.31														
50 cm																
52 cm																
54 cm																
56 cm																
58 cm																
60 cm																
62 cm以上																
計	4,618	2467.08	20	0.81	2,700	1391.77	1,106	297.12	240	14.37	471	254.54	6,935	1053.94		

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　２　号　公売物件所在位置図

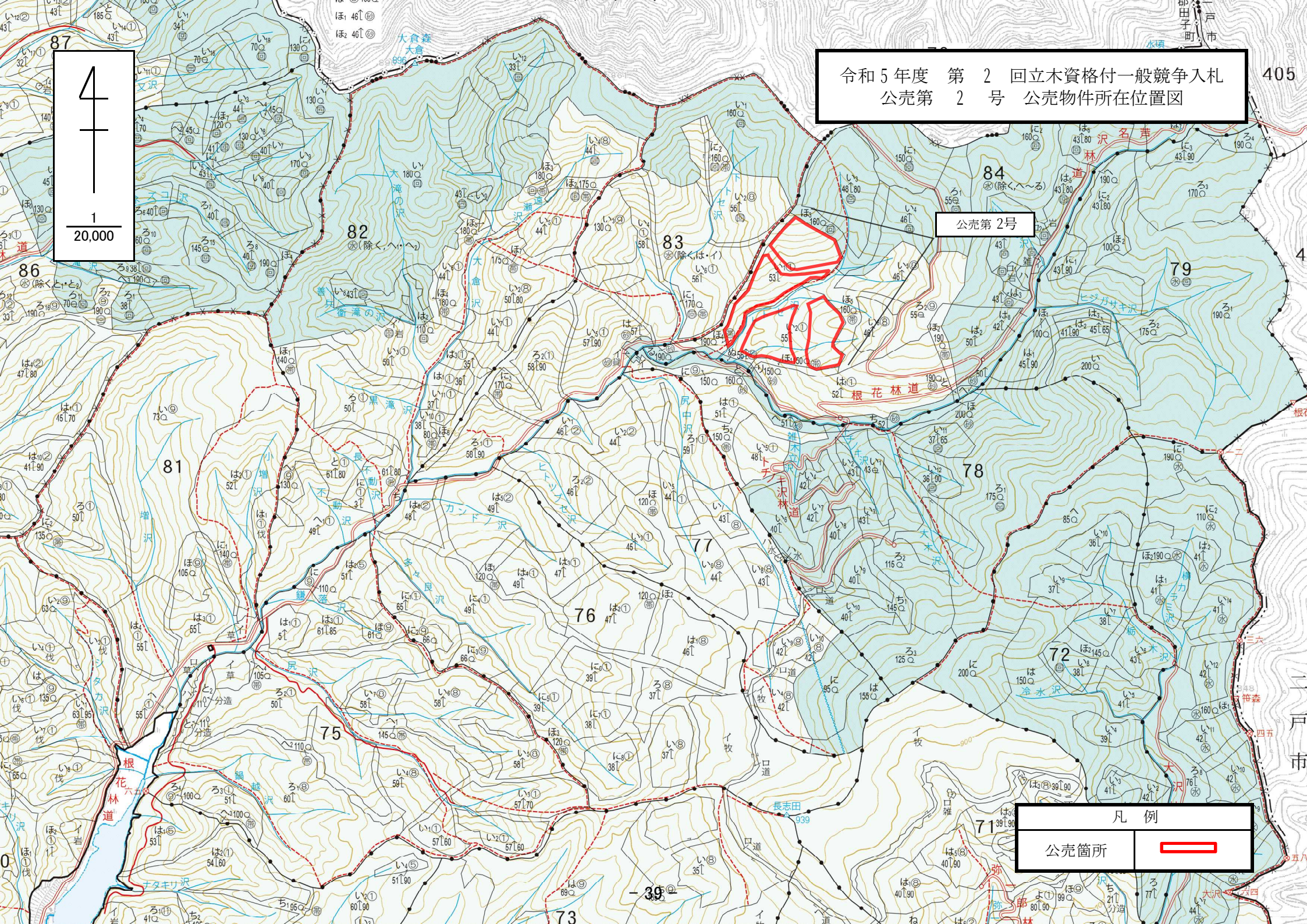

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　２　号　公売物件所在位置図

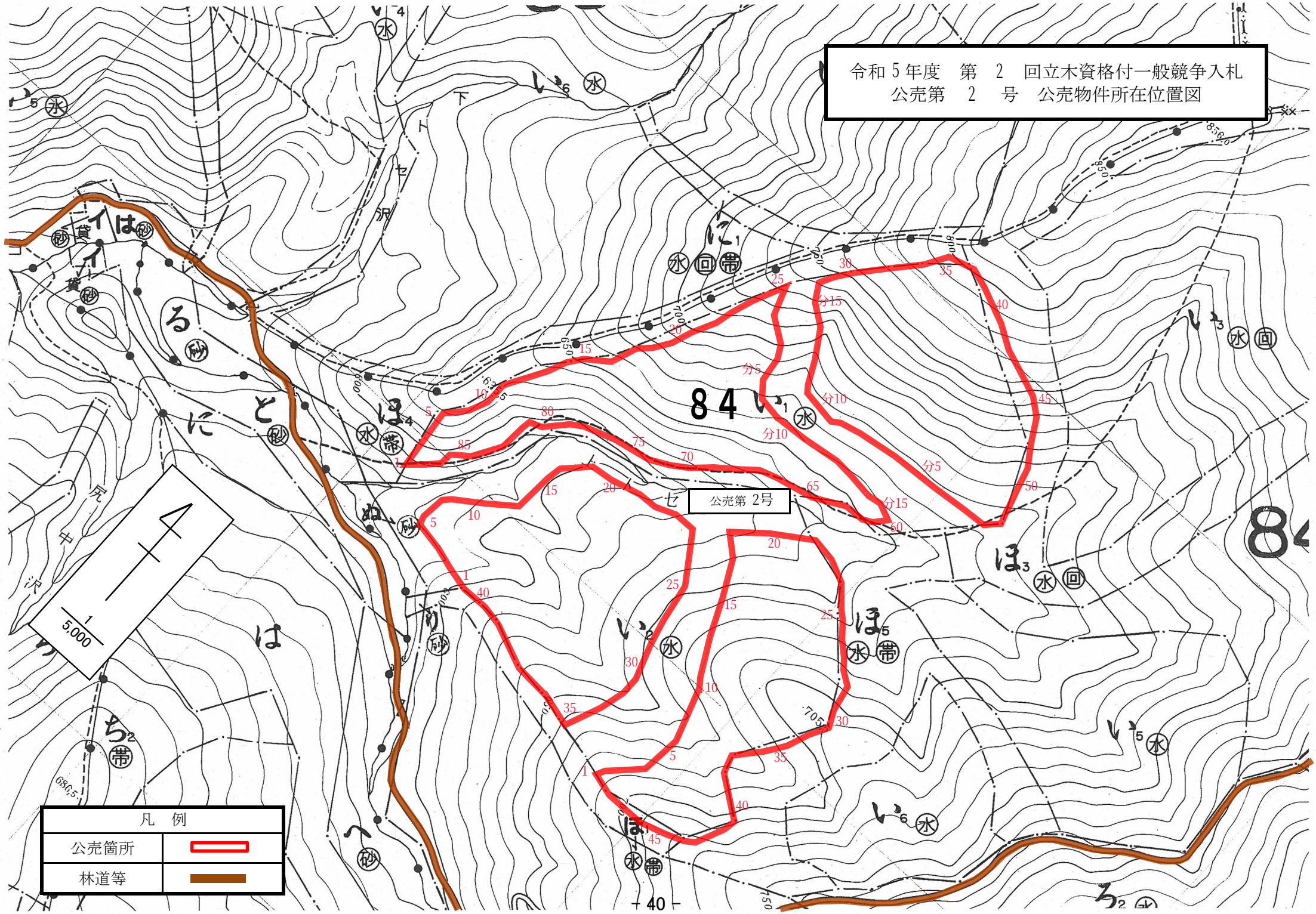

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	3
物件所在地	切通山国有林 94と2林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	5.66
林齢（年）	52
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官2:民8
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1. 本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2. 本物件は分収造林箇所であり、また周囲に官民地境界標が埋設されているので、損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3. 搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4. 本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
スギ	生立木	一般材		730	1,272	641	101	5		2,749	1,969.17	26	23
スギ	生立木	低質材	214	318	18	1				551	59.56	12	12
カラマツ	生立木	一般材		48	154	84	1			287	197.02	26	24
アカマツ	生立木	一般材		1	1	2	1			5	4.53	32	21
カラマツNA	生立木	低質材		11	12					23	9.48	22	21
アカマツNA	生立木	低質材		1			1			2	1.55	30	18
N　計			214	1,109	1,457	728	104	5		3,617	2,241.31		
クリ	生立木	一般材			21	17				38	25.12	30	20
ミズナラ	生立木	一般材			33	11	5	1		50	32.98	30	20
サワグルミ	生立木	一般材			4	2	2			8	6.70	32	21
オニグルミ	生立木	一般材			27	20				47	30.37	30	20
ホオノキ	生立木	一般材			14	3				17	8.99	26	20
サクラ	生立木	一般材			8	1				9	4.41	26	19
トチノキ	生立木	一般材			8	1				9	4.17	26	19
シナノキ	生立木	一般材			12	3				15	7.31	26	19
イヌエンジュ	生立木	一般材			11	4	1			16	9.79	28	20
その他広葉樹	生立木	一般材			18	2				20	9.98	26	19
その他広葉樹	生立木	低質材	591	1,580	244	31	1			2,447	370.81	14	14
L　計			591	1,580	400	95	9	1		2,676	510.63		
計			805	2,689	1,857	823	113	6		6,293	2,751.94		

（別紙）

入札番号	３
国有林名	切通山国有林
林小班	94と2林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		カラマツ 一般材		アカマツ 一般材		カラマツNA 低質材		アカマツNA 一般材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材	
平均（径級／樹高）	26	23	12	12	26	24	32	21	22	21	30	18	28	20	14	14
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			214	6.32											591	18.25
12 cm	53	3.71	104	7.28	1	0.08					1	0.07			327	26.16
14 cm	110	12.10	101	11.11	1	0.10			1	0.11					387	42.57
16 cm	152	25.84	62	10.54	8	1.20	1	0.16	3	0.45					388	58.20
18 cm	214	51.36	36	8.64	18	4.14			4	0.92					267	53.40
20 cm	201	66.33	15	4.95	20	6.20			3	0.93					211	50.64
22 cm	259	113.96	7	3.08	33	13.20	1	0.34	1	0.40			20	5.80	111	32.19
24 cm	250	135.00	7	3.78	37	18.50			4	2.00			41	14.76	52	18.72
26 cm	266	172.90	3	1.95	28	16.52			3	1.77			32	14.40	34	15.30
28 cm	251	193.27	1	0.77	28	19.32			3	2.07			34	18.36	26	14.04
30 cm	246	214.02			28	23.24			1	0.83			29	17.98	21	13.02
32 cm	206	210.12			34	31.96							25	18.25	13	9.49
34 cm	159	181.26	1	1.14	23	25.30	1	0.98					11	9.46	5	4.30
36 cm	132	166.32			15	18.75	1	1.14					16	15.36	7	6.72
38 cm	83	119.52			10	14.00							12	12.72	4	4.24
40 cm	61	96.38			2	2.73									2	1.88
42 cm	40	69.60									1	1.48	3	3.35		
44 cm	36	69.84			1	1.78							4	5.87		
46 cm	16	33.44														
48 cm	8	18.56														
50 cm	1	2.48					1	1.91					1	1.60	1	1.69
52 cm	4	10.36											1	1.91		
54 cm	1	2.80														
56 cm																
58 cm																
60 cm																
62 cm以上																
計	2,749	1969.17	551	59.56	287	197.02	5	4.53	23	9.48	2	1.55	229	139.82	2,447	370.81

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	4
物件所在地	切通山国有林 94ち1林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	19.67
林齢（年）	69
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官2:民8
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1. 本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2. 本物件は分収造林箇所であり、また周囲に官民地境界標が埋設されているので、損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3. 搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4. 本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm以下	12～20cm	22～30cm	32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	本数（本）	材積（m3）	径級（cm）	樹高（m）
スギ	生立木	一般材		401	357	262	103	15		1,138	818.43	28	19
スギ	生立木	低質材	58	100	8	1	1			168	20.96	14	11
カラマツ	生立木	一般材		1,733	3,002	984	80	2		5,801	3,043.88	24	20
アカマツ	生立木	一般材		9	86	109	27	1		232	212.35	32	22
カラマツNA	生立木	低質材		558	125	10				693	149.75	18	16
アカマツNA	生立木	低質材		21	31	6	1			59	26.07	24	18
N　計			58	2,822	3,609	1,372	212	18		8,091	4,271.44		
ブナ	生立木	一般材			8	9	4	2	1	24	23.97	38	19
ミズナラ	生立木	一般材			160	51	4	2		217	120.69	28	19
サワグルミ	生立木	一般材			3	17	10	1		31	35.46	38	21
オニグルミ	生立木	一般材			8	27	12	1		48	45.64	36	20
シラカバ	生立木	一般材			3	6				9	6.64	32	19
ウダイカンバ	生立木	一般材			3	9	2	2		16	15.50	38	20
ドロノキ	生立木	一般材				3				3	2.66	36	20
カツラ	生立木	一般材			1	1				2	1.24	30	19
ホオノキ	生立木	一般材			44	27	1			72	43.38	30	19
サクラ	生立木	一般材			3	4	1			8	5.74	32	19
カエデ	生立木	一般材			2	1				3	1.48	26	18
トチノキ	生立木	一般材					1	1		2	3.41	50	21

※次ページへ続く

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	4
物件所在地	切通山国有林 94ち1林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	19.67
林齢（年）	69
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官2:民8
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 （m3）	径級 （cm）	樹高 （m）
シナノキ	生立木	一般材			16	14	4			34	24.66	32	19
センノキ	生立木	一般材			3		1			4	2.54	30	19
ニレ	生立木	一般材			3	9	4	1		17	15.95	36	20
その他広葉樹	生立木	一般材			3					3	1.39	26	19
その他広葉樹	生立木	低質材	3,692	5,991	2,322	368	55	7	2	12,437	2,170.40	16	13
L　計			3,692	5,991	2,582	546	99	17	3	12,930	2,520.75		
計			3,750	8,813	6,191	1,918	311	35	3	21,021	6,792.19		

※前ページの続き

（別紙）

入札番号	4
国有林名	切通山国有林
林小班	94ち1林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		カラマツ 一般材		アカマツ 一般材		カラマツNA 低質材		アカマツNA 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材	
平均（径級／樹高）	28	19	14	11	24	20	32	22	18	16	24	18	32	19	16	13
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			58	2.32											3692	81.56
12 cm	45	2.70	31	1.86	32	2.24			71	4.97					1302	78.12
14 cm	75	6.00	23	1.84	188	20.68			130	14.30	1	0.11			1289	116.01
16 cm	93	12.09	28	3.64	393	58.95	2	0.28	190	28.50	4	0.63			1293	168.09
18 cm	97	17.46	11	1.98	560	112.00	2	0.48	112	22.40	12	2.57			1162	220.78
20 cm	91	22.75	7	1.75	560	145.60	5	1.48	55	14.30	4	1.15			945	217.35
22 cm	78	24.18	2	0.62	671	221.43	11	4.05	41	13.53	5	1.75	21	6.09	759	220.11
24 cm	87	35.67			733	293.20	15	6.80	32	12.80	8	3.20	58	20.88	611	219.96
26 cm	67	35.51	3	1.59	590	295.00	18	9.89	32	16.00	7	3.55	53	23.85	464	208.80
28 cm	48	30.72	2	1.28	526	320.86	15	9.55	12	7.32	6	3.34	50	25.50	301	153.51
30 cm	77	58.52	1	0.76	482	347.04	27	20.91	8	5.76	5	3.33	78	45.24	187	108.46
32 cm	59	54.87			319	277.53	27	23.23	7	6.09	2	1.42	48	31.68	143	94.38
34 cm	58	63.22			276	281.52	27	25.54	1	1.02	1	0.74	48	35.52	90	66.60
36 cm	46	55.20			183	217.77	24	25.65			1	1.14	34	29.58	59	51.33
38 cm	54	74.52	1	1.38	117	161.46	18	21.67	2	2.76	2	2.09	25	24.00	44	42.24
40 cm	45	71.10			89	137.95	13	17.73					23	24.38	32	33.92
42 cm	28	48.72			51	87.21	13	18.63			1	1.05	18	20.88	32	37.12
44 cm	27	52.38	1	1.94	17	31.79	7	11.41					10	12.60	9	11.34
46 cm	22	47.52			7	14.56	3	4.76					8	13.12	8	10.69
48 cm	18	41.76			4	8.83	3	5.98					5	8.25	3	4.23
50 cm	8	20.48			1	2.42	1	2.14					3	6.11	3	4.64
52 cm	6	16.38											5	9.06	5	8.58
54 cm	5	14.00			2	5.84	1	2.17					1	2.03	1	1.82
56 cm	2	6.16											2	3.64		
58 cm	2	6.52													1	1.80
60 cm													2	3.57		
62 cm以上													1	4.37	2	8.96
計	1,138	818.43	168	20.96	5,801	3043.88	232	212.35	693	149.75	59	26.07	493	350.35	12,437	2170.40

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	5
物件所在地	切通山国有林 95ほ1林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.83
林齢（年）	57
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官3：民7
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1．本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2．本物件は分収造林箇所であり、また周囲に境界標が埋設されています。損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3．搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4．本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12～20cm	22～30cm	32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		112	89	42	3			246	128.47	24	19
スギ	生立木	低質材	55	38	2					95	6.73	10	9
カラマツ	生立木	一般材		89	261	196	39	1		586	508.00	30	26
カラマツNA	生立木	低質材		17	11	1				29	10.74	20	22
N　計			55	256	363	239	42	1		956	653.94		
ミズナラ	生立木	一般材			64	6				70	34.45	26	20
サワグルミ	生立木	一般材			1	1	2			4	5.21	40	22
オニグルミ	生立木	一般材			45	52	18	1		116	96.66	34	21
ホオノキ	生立木	一般材			22	14				36	23.19	30	20
トチノキ	生立木	一般材			1	3				4	3.51	34	21
シナノキ	生立木	一般材			17	5				22	11.99	26	20
センノキ	生立木	一般材			2	5				7	5.51	32	21
ニレ	生立木	一般材			14	9	2			25	18.59	32	21
その他広葉樹	生立木	一般材			7	8	1			16	11.76	32	20
その他広葉樹	生立木	低質材	182	779	250	36	9			1,256	268.99	18	14
L　計			182	779	423	139	32	1		1,556	479.86		
計			237	1,035	786	378	74	2		2,512	1,133.80		

（別紙）

入札番号	５
国有林名	切通山国有林
林小班	95ほ1林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		カラマツ 一般材		カラマツNA 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材					
平均（径級／樹高）	24	19	10	9	30	26	20	22	30	21	18	14				
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			55	1.52							182	3.98				
12 cm	9	0.54	12	0.72							104	6.24				
14 cm	22	2.20	15	1.50	3	0.39	5	0.65			162	14.58				
16 cm	24	3.60	7	1.05	20	3.40	2	0.34			206	26.78				
18 cm	29	6.38	3	0.66	33	7.92	3	0.72			141	26.79				
20 cm	28	8.40	1	0.30	33	10.56	7	2.24			166	39.84				
22 cm	21	8.19	1	0.39	65	27.30	5	2.10	30	9.30	86	26.66				
24 cm	19	9.69			44	23.32	3	1.59	28	10.92	67	26.13				
26 cm	17	10.03	1	0.59	49	30.38	2	1.24	38	17.86	45	21.15				
28 cm	19	13.30			50	37.50			42	23.94	27	15.39				
30 cm	13	10.79			53	46.11	1	0.87	35	22.75	25	16.25				
32 cm	10	9.30			41	40.59	1	0.99	31	22.63	9	6.57				
34 cm	13	14.17			43	48.16			27	22.14	10	8.20				
36 cm	6	7.20			37	46.25			18	16.38	6	5.46				
38 cm	9	12.42			39	54.60			14	14.14	7	7.07				
40 cm	4	6.08			36	55.80			13	14.43	4	4.44				
42 cm					17	29.07			9	11.52	3	3.84				
44 cm	1	1.87			12	22.44			5	7.00	2	2.80				
46 cm	1	2.01			6	12.30			5	7.95	2	3.18				
48 cm					3	6.69			2	3.46						
50 cm	1	2.30			1	2.51			2	3.90	2	3.64				
52 cm					1	2.71										
54 cm																
56 cm																
58 cm																
60 cm									1	2.55						
62 cm以上																
計	246	128.47	95	6.73	586	508.00	29	10.74	300	210.87	1,256	268.99				

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	6
物件所在地	切通山国有林 95へ2林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	5.53
林齢（年）	56
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官3：民7
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1．本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2．本物件は分収造林箇所であり、また周囲に官民地境界標が埋設されています。損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3．搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4．本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材低質材別	径級別本数 10cm以下	12～20cm	22～30cm	32～40cm	42～50cm	52～60cm	62cm以上	計 本数（本）	計 材積（m3）	平均 径級（cm）	平均 樹高（m）
スギ	生立木	一般材		289	110	16	4			419	119.55	20	14
スギ	生立木	低質材	500	60						560	12.19	8	5
アカマツ	生立木	一般材		92	144	34	2			272	136.47	24	21
アカマツNA	生立木	低質材		51	19	2	1			73	23.03	20	19
N　計			500	492	273	52	7			1,324	291.24		
クリ	生立木	一般材			20	4				24	13.63	26	21
ミズナラ	生立木	一般材			279	26	2			307	153.40	26	20
サワグルミ	生立木	一般材			2	5	2	3		12	17.30	42	23
オニグルミ	生立木	一般材			35	26	4			65	48.30	30	21
シラカバ	生立木	一般材					1			1	1.67	46	24
ウダイカンバ	生立木	一般材			2		2			4	4.84	38	23
ホオノキ	生立木	一般材			39	17				56	32.00	28	21
サクラ	生立木	一般材			54	13				67	37.44	26	21
カエデ	生立木	一般材			19					19	10.01	26	21
シナノキ	生立木	一般材			25	9				34	19.87	28	21
センノキ	生立木	一般材			5	7				12	9.36	32	21
その他広葉樹	生立木	一般材			8	5				13	9.23	30	21
その他広葉樹	生立木	低質材	486	2,336	597	59	3			3,481	721.47	16	16
L　計			486	2,336	1,085	171	14	3		4,095	1,078.52		
計			986	2,828	1,358	223	21	3		5,419	1,369.76		

（別紙）

入札番号	6
国有林名	切通山国有林
林小班	95へ2林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		アカマツ 一般材		アカマツNA 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材					
平均（径級／樹高）	20	14	8	5	24	21	20	19	28	21	16	16				
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 cm以下			500	7.67							486	10.30				
12 cm	50	2.50	32	1.60	3	0.24	5	0.40			220	13.20				
14 cm	66	5.28	15	1.20	11	1.43	10	1.30			427	42.70				
16 cm	70	8.40	9	1.08	13	2.34	15	2.70			646	96.90				
18 cm	60	9.60	4	0.64	25	6.25	14	3.50			524	104.80				
20 cm	43	10.75			40	12.80	7	2.24			519	140.13				
22 cm	37	12.21			37	14.43	6	2.34	105	34.65	240	79.20				
24 cm	20	9.20			35	16.45	7	3.29	118	48.38	155	63.55				
26 cm	25	14.75			31	17.98	4	2.32	111	55.50	97	48.50				
28 cm	13	9.10			22	14.52	1	0.66	79	45.03	66	37.62				
30 cm	15	12.45			19	15.01	1	0.79	75	48.75	39	25.35				
32 cm	8	7.44			20	17.60	2	1.76	39	28.47	15	10.95				
34 cm	2	2.18			11	10.78			31	26.66	16	13.76				
36 cm	2	2.57			1	1.14			25	24.00	14	13.44				
38 cm	2	2.66			1	1.25			9	9.99	5	5.55				
40 cm	2	3.04			1	1.36			8	9.84	9	11.07				
42 cm	1	1.67			2	2.89			3	4.02	1	1.34				
44 cm	2	3.74							1	1.53						
46 cm	1	2.01					1	1.73	4	6.53	2	3.11				
48 cm									1	1.97						
50 cm									2	3.99						
52 cm									1	2.12						
54 cm																
56 cm																
58 cm																
60 cm									2	5.62						
62 cm以上																
計	419	119.55	560	12.19	272	136.47	73	23.03	614	357.05	3,481	721.47				

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第 3～6 号　公売物件所在位置図

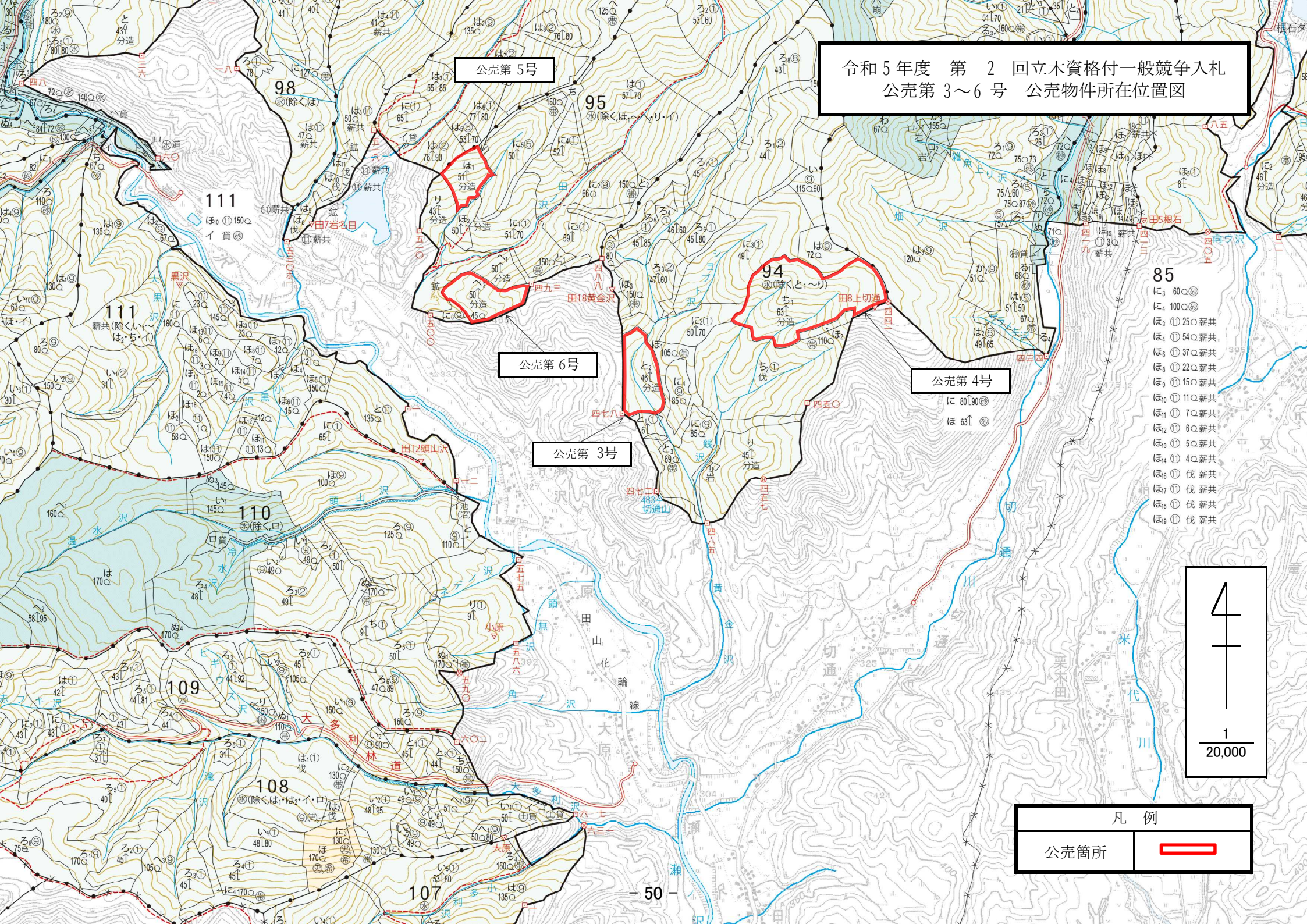

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第 3～4 号　公売物件所在位置図

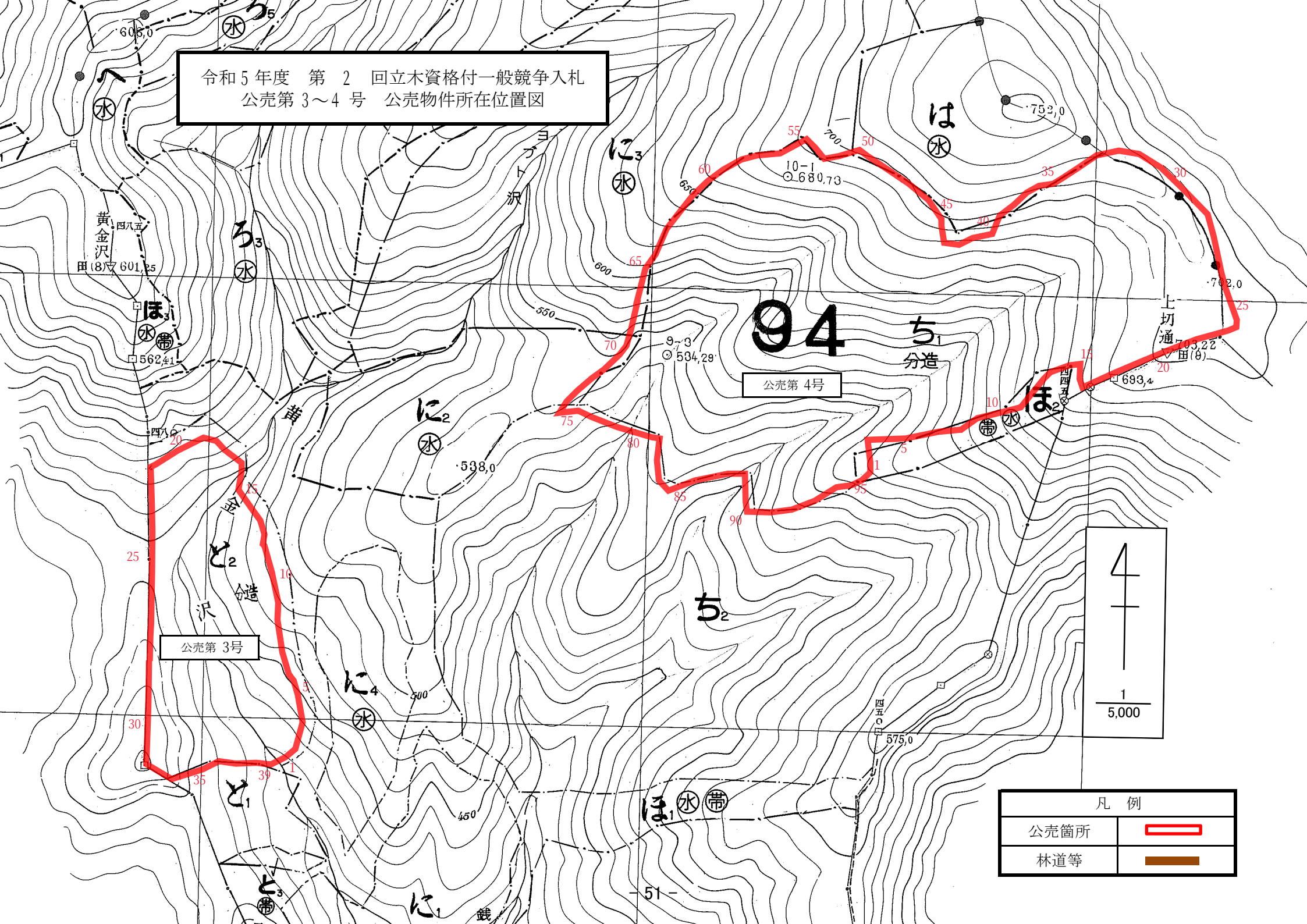

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第 5～6 号　公売物件所在位置図

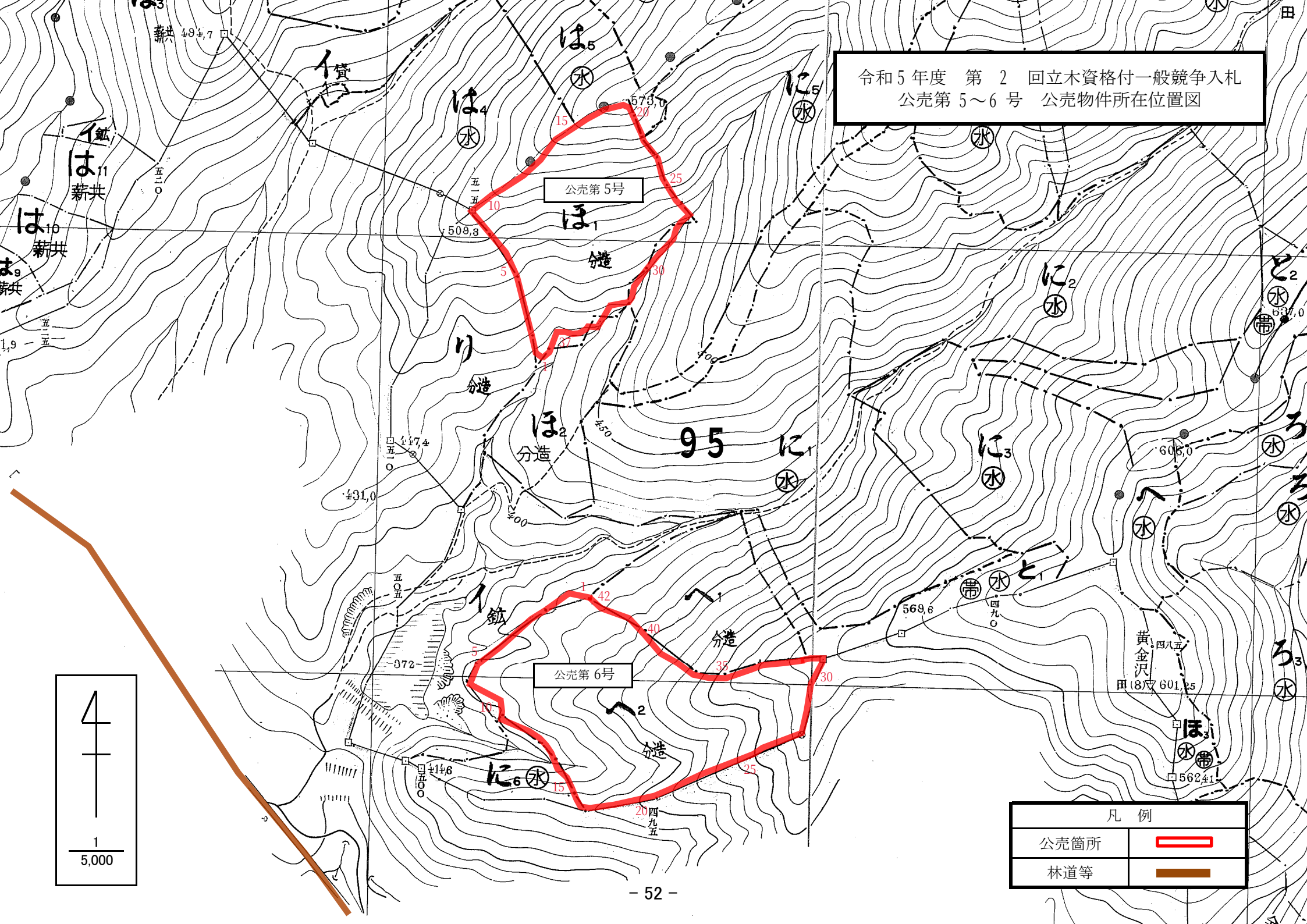

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	（　7　）
物件所在地	兄川山国有林 34へ2林小班 （全）
調査方法	毎木調査 （樹高曲線）
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	10.42
林齢（年）	51
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	分収造林
分収割合	官2：民8
法令制限、その他留意事項	
保安林	―
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1. 本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2. 本物件は分収造林箇所であり、また周囲に境界標が埋設されています。損傷・移動しないようにし下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3. 搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4. 本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹種	種類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
スギ	生立木	一般材		963	2,588	2,427	483	18	1	6,480	6,245.22	30	25
スギ	生立木	低質材	176	263	47	1				487	75.40	14	13
N　計			176	1,226	2,635	2,428	483	18	1	6,967	6,320.62		
サワグルミ	生立木	一般材			6	10				16	12.80	32	22
オニグルミ	生立木	一般材			9	3				12	7.18	28	21
カツラ	生立木	一般材			3	5				8	6.20	32	22
ホオノキ	生立木	一般材			3	3				6	4.01	30	21
シナノキ	生立木	一般材			1					1	0.47	26	20
その他広葉樹	生立木	低質材	202	257	95	7				561	84.80	16	12
L　計			202	257	117	28				604	115.46		
計			378	1,483	2,752	2,456	483	18	1	7,571	6,436.08		

（別紙）

入札番号	（　7　）
国有林名	兄川山国有林
林小班	34～2林小班（全）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		広葉樹 一般材		その他広葉樹 低質材											
平均（径級／樹高）	30	25	14	13	30	21	16	12										
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 ㎝以下			176	4.13			202	3.19										
12 ㎝	50	3.50	53	3.71			51	2.55										
14 ㎝	97	11.64	71	8.52			63	5.04										
16 ㎝	170	28.90	72	12.24			65	8.45										
18 ㎝	258	64.50	37	9.25			38	6.46										
20 ㎝	388	131.92	30	10.20			40	10.40										
22 ㎝	393	180.78	20	9.20	1	0.33	26	8.58										
24 ㎝	453	253.68	18	10.08	1	0.41	23	9.43										
26 ㎝	534	363.12	5	3.40	11	5.17	22	10.34										
28 ㎝	546	436.80	3	2.40	5	2.85	16	9.12										
30 ㎝	662	602.42	1	0.91	4	2.60	8	5.20										
32 ㎝	619	656.14			5	3.85	2	1.54										
34 ㎝	598	705.64			7	6.02	3	2.58										
36 ㎝	521	708.56	1	1.36	6	5.76	2	1.92										
38 ㎝	376	564.00			2	2.39												
40 ㎝	313	513.32			1	1.28												
42 ㎝	197	354.60																
44 ㎝	140	281.40																
46 ㎝	76	164.16																
48 ㎝	40	92.80																
50 ㎝	30	74.40																
52 ㎝	17	46.41																
54 ㎝	1	2.90																
56 ㎝																		
58 ㎝																		
60 ㎝																		
62 ㎝以上	1	3.63																
計	6,480	6245.22	487	75.40	43	30.66	561	84.80										

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　７　号　公売物件所在位置図

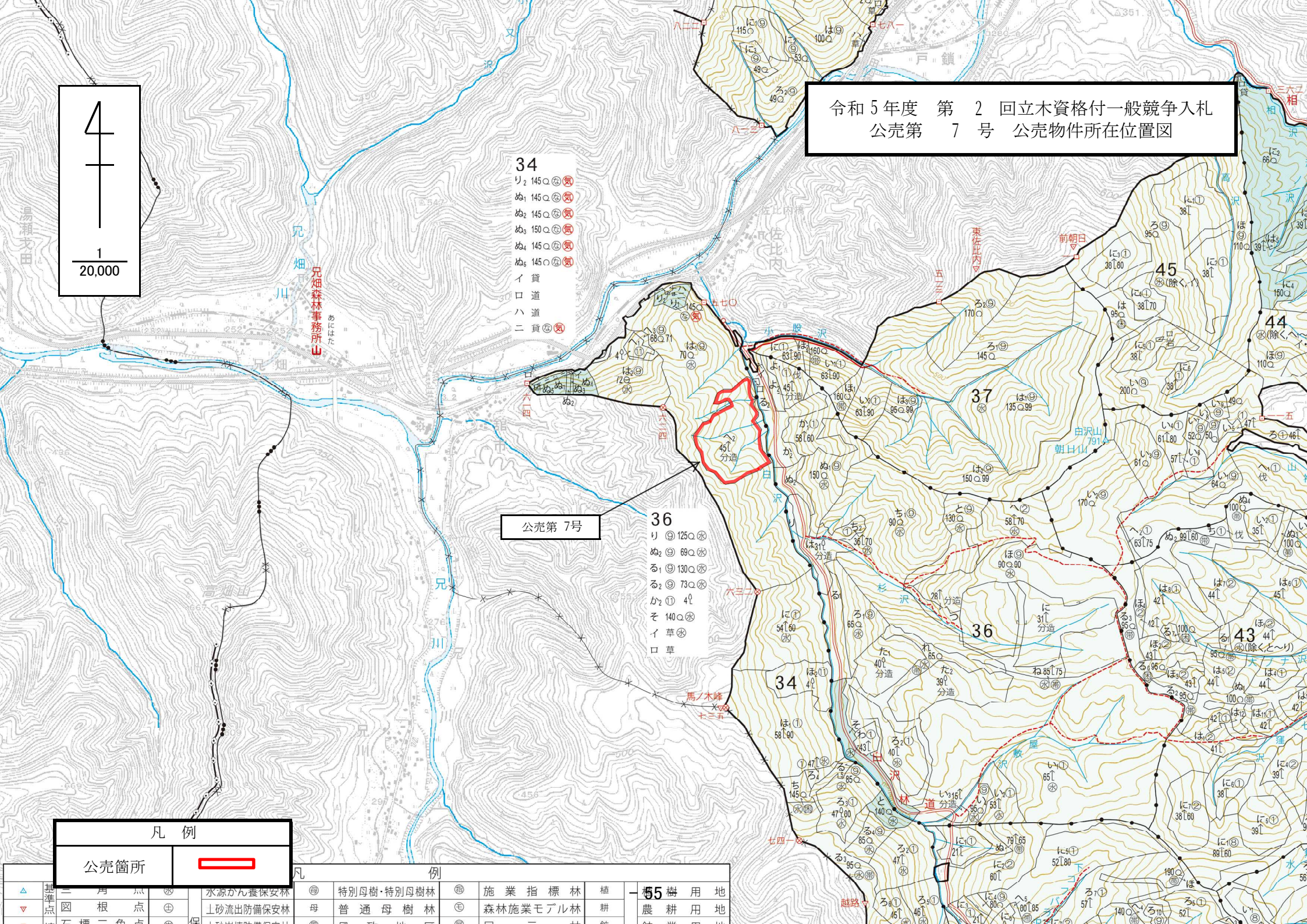

凡　例

公売箇所	

凡　例

△	基準点	三角点	水	保	水源かん養保安林	母	特別母樹・特別母樹林	施	施業指標林	植	植樹用地		
▽		図根点	⊕		土砂流出防備保安林	母	普通母樹林	モ	森林施業モデル林	耕	農耕用地		

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　　７　号　公売物件所在位置図

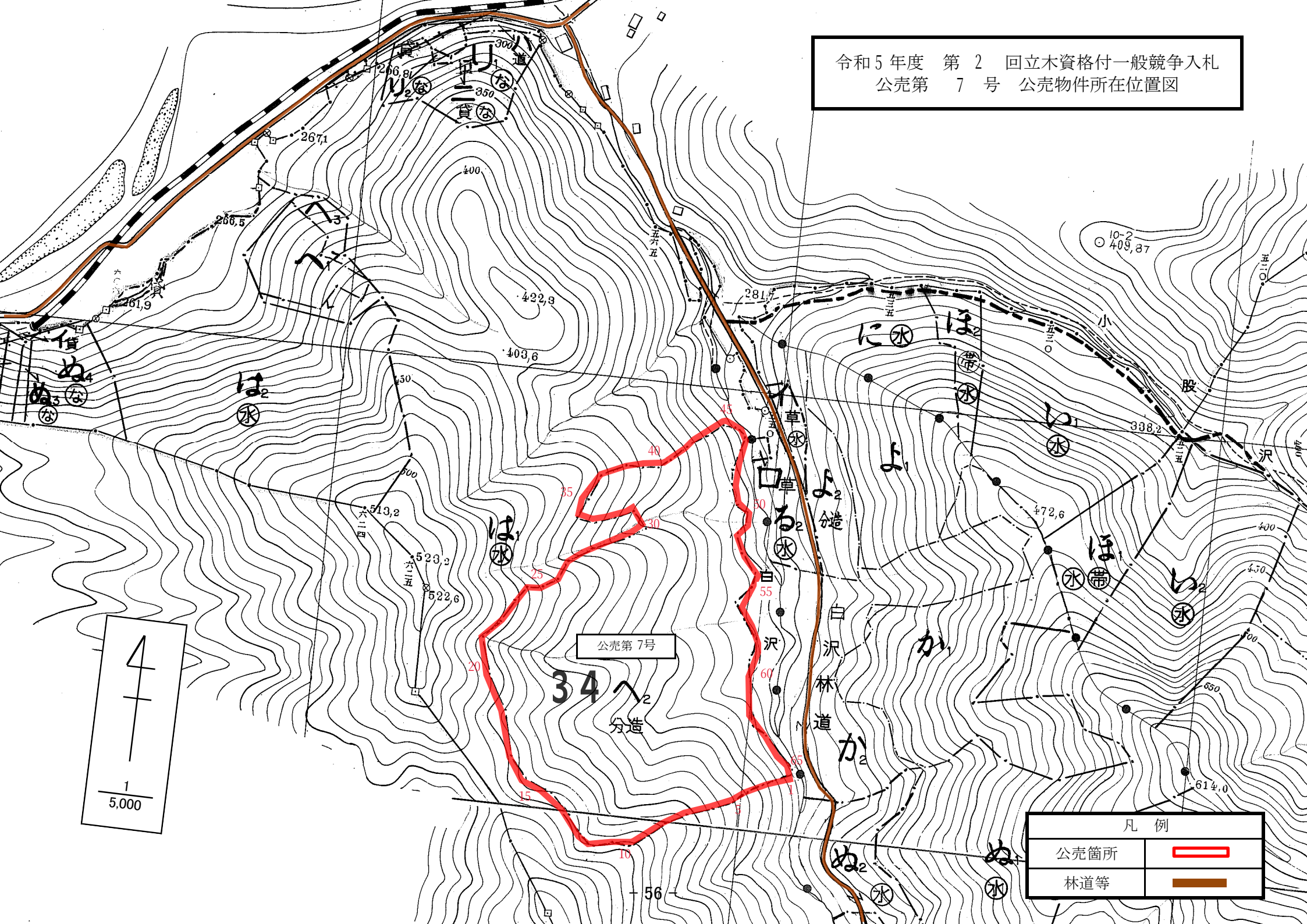

公　売　物　件　明　細　書（立　木）

入札番号	（　８　）
物件所在地	矢神嶽国有林 49に1林小班 （内）
調査方法	標準地調査
伐採方法	皆伐
面積（ｈａ）	3.18
林齢（年）	62
搬出期間（ヶ月）	36
契約関係	国有林
分収割合	―
法令制限、その他留意事項	
保安林	水源かん養
自然公園	―
砂防指定	―
車両制限	10ｔ

特記事項

1. 本物件の調査区域は、内縁立木根際部に山極印を打刻のうえ、外縁立木を赤ペンキで表示しており、調査区域外の立木は売払対象外となるので、伐採・搬出に際し損傷しないようにして下さい。

2. 本物件の周囲に境界標が埋設されています。損傷・移動しないようにして下さい。なお、損傷・移動した場合には岩手北部森林管理署長の指示により、買受人の責において原状回復することとします。

3. 搬出等にあたって、林道・工作物・境界標等を損壊した場合は買受人の責において修繕していただきます。また、砕石等の敷き込みも買受人で行っていただきます。

4. 本物件は保安林に指定されているため、買受人は公売物件区域の搬出及び伐採について作業着手1ヶ月前までに作業仕組計画書を岩手北部森林管理署長に提出し、承認を受けるものとします。

5. 本物件は、**「皆伐」で作業することとなっており、全ての立木を伐採**することとします。なお、これによらない場合は森林官等の指示に基づき対処して下さい。

主要樹種径級別本数及び総材積、平均径級

樹　種	種　類	一般材 低質材 別	径級別本数							計		平均	
			10cm 以下	12～ 20cm	22～ 30cm	32～ 40cm	42～ 50cm	52～ 60cm	62cm 以上	本数 （本）	材積 (m3)	径級 (cm)	樹高 (m)
スギ	生立木	一般材			20	697	518	40		1,275	2,042.09	40	26
スギ	生立木	低質材		120	60					180	44.72	20	13
N　計				120	80	697	518	40		1,455	2,086.81		
その他広葉樹	生立木	低質材	219	319	40					578	48.11	12	11
L　計			219	319	40					578	48.11		
計			219	439	120	697	518	40		2,033	2,134.92		

（別紙）

入札番号	（　８　）
国有林名	矢神嶽国有林
林小班	49に1林小班（内）

樹種	スギ 一般材		スギ 低質材		その他広葉樹 低質材													
平均（径級／樹高）	40	26	20	13	12	11												
本数／材積	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）	（本）	（㎥）
10 ㎝以下					219	7.16												
12 ㎝			20	1.19	219	11.33												
14 ㎝			40	2.78	60	3.58												
16 ㎝					20	3.18												
18 ㎝			20	4.77	20	4.97												
20 ㎝			40	6.96														
22 ㎝																		
24 ㎝			20	6.16	40	17.89												
26 ㎝																		
28 ㎝			20	6.36														
30 ㎝	20	13.52	20	16.50														
32 ㎝	20	18.49																
34 ㎝	120	129.02																
36 ㎝	139	155.06																
38 ㎝	179	225.84																
40 ㎝	239	359.04																
42 ㎝	159	262.81																
44 ㎝	80	143.14																
46 ㎝	40	79.92																
48 ㎝	179	401.58																
50 ㎝	60	135.38																
52 ㎝																		
54 ㎝																		
56 ㎝	40	118.29																
58 ㎝																		
60 ㎝																		
62 ㎝以上																		
計	1,275	2042.09	180	44.72	578	48.11												

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　８　号　公売物件所在位置図

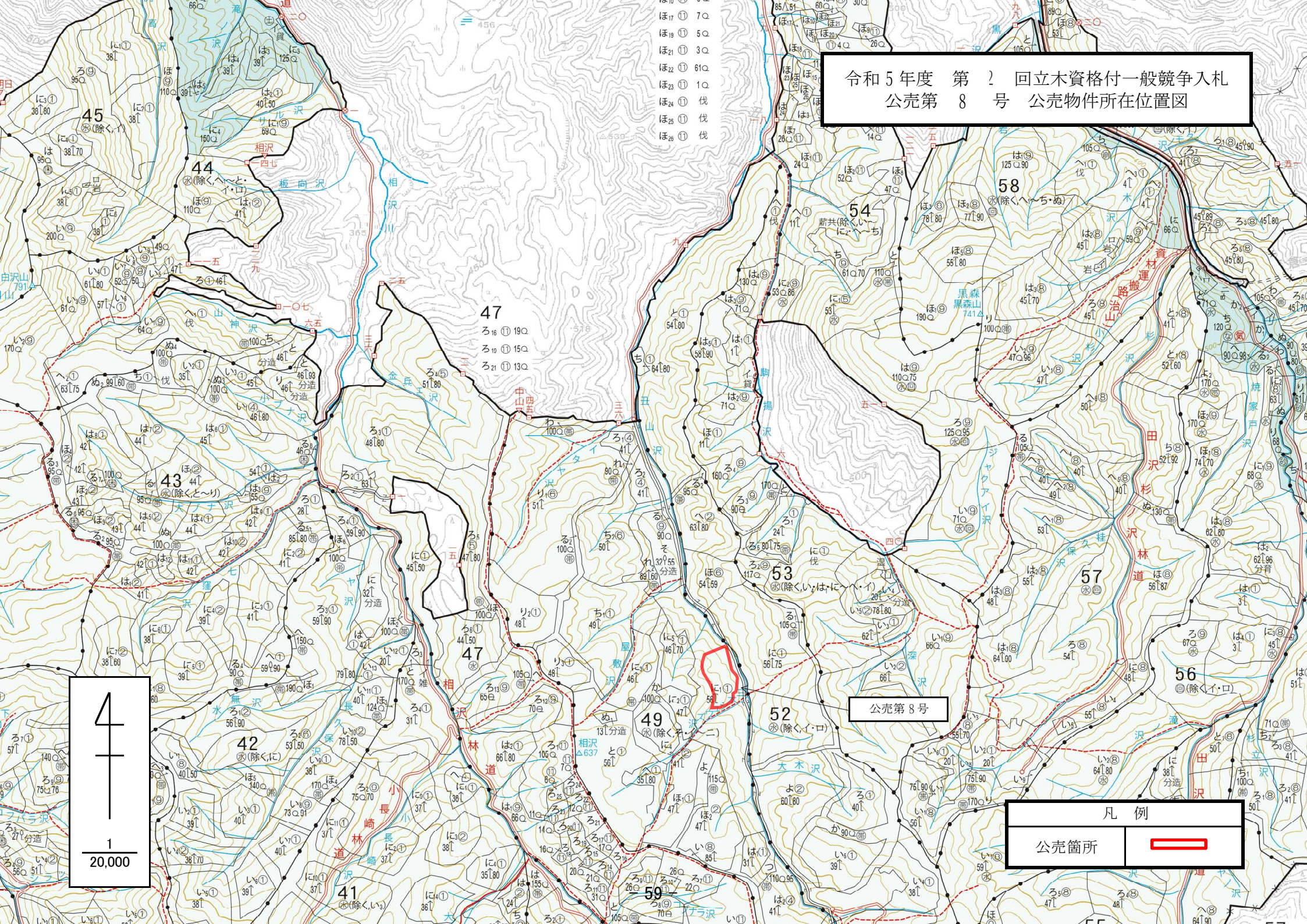

令和５年度　第　２　回立木資格付一般競争入札
公売第　８　号　公売物件所在位置図

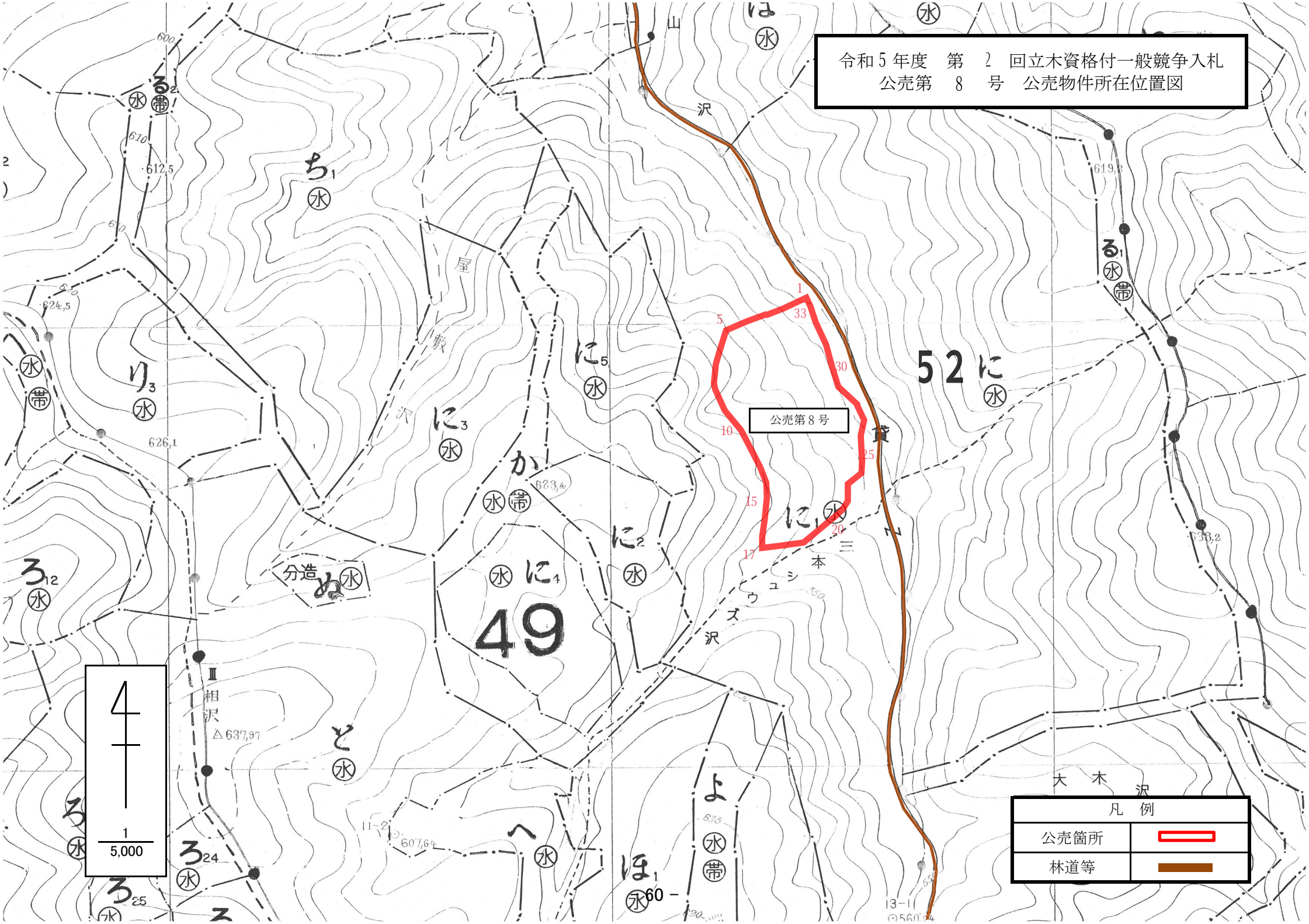

別紙１

伐採及び搬出に係るチェックリスト

年　　月　　日

伐 採 す る 者：

森林の所在場所：

チェック項目	確認
（１）伐採の方法及び区域の確認 ①林地や生物多様性の保全に配慮した伐採を行う。 ②伐採する区域の事前確認を行う。 ③林地や生物多様性の保全に配慮し、あらかじめ示された保護樹帯や保残木を保全する。	□
（２）林地保全に配慮した集材路・土場の配置・作設 ①集材路・土場の作設は必要最小限にする。 ②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に選定する。 ③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の崩壊防止対策等を講じる。 ④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦集材路・土場は渓流から距離をおいて配置する。 ⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。 ⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、森林官等と協議等を行う。	□
（３）人家、道路、取水口周辺等での配慮 ①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下方にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。	□
（４）生物多様性と景観への配慮 ①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、森林官等と協議のうえ、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	□

チェック項目	確認
（５）切土・盛土 ①集材路の幅及び土場の広さは必要最小限にする。 ②切土高を低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③残土が発生した場合には、森林官等と協議のうえ、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。	□
（６）路面の保護と排水の処理 ①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ②路面の排水は、浸食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	□
（７）渓流横断箇所の処理 ①渓流横断箇所においては、流水が路面等にあふれ出ないように施行する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	□
（８）作業実行上の配慮 ①集材路・土場は、土砂の流出を防止するため、必要に応じ路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する対策を講じる。 ③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に必要な対策を講じる。 ④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。 ⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。 ⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	□
（９）事業実施後の整理 ①枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発することがないように、適切な場所に整理する。 ②集材路・土場は、溝切り等の排水処置を行う。 ③伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況について、森林官等から手直し等の指示があった場合は、必要な措置を講じる。	□

入　　札　　書

入札番号	第　　号

入 札 金 額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に
１０％に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

入札執行月日　　令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　**岩手北部森林管理署長　東海林　見　殿**

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

代理人住所

代理人氏名　　印

入　　札　　書

入札番号	第　　号

入 札 金 額

金	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一	円也

ただし、上記金額は消費税相当額を除いた金額であるので、契約額は上記金額に
１０％に相当する額を加算した金額となること及び入札者注意書を承知のうえ、入札します。

入札執行月日　　令和　　年　　月　　日

分任契約担当官　　**岩手北部森林管理署長　東海林　見　殿**

住　　所

商号又は名称

代表者氏名　　印

代理人住所

代理人氏名　　印